

## 令和2年第1回大和村議会定例会会期日程

3月4日開会～3月19日閉会 会期16日間

日次	月日	曜日	会議別	日 程	
第1日	3月4日	水	本会議	開 会	
				1 会議録署名議員の指名	
				2 会期の決定	
				3 諸般の報告	
				4 行政報告	
				5 議案第1号	令和元年度大和村一般会計補正 予算（第4号）について
				6 議案第2号	令和元年度大和村簡易水道事業 特別会計補正予算（第1号） について
				7 議案第3号	令和元年度大和村国民健康保険 特別会計補正予算（第3号）に ついて
				8 議案第4号	令和元年度大和村大和診療所特 別会計補正予算（第3号）に ついて
				9 議案第5号	令和元年度大和村介護保険特別 会計補正予算（第4号）につい て
				10 議案第6号	令和元年度大和村集落排水事業 特別会計補正予算（第4号）に ついて
				11 議案第7号	令和元年度大和村大和の園特別 会計補正予算（第3号）につい て
12 議案第8号	令和元年度大和村後期高齢者医 療特別会計補正予算（第4号） について				

第1日	3月4日	水	本会議	<p>13 議案第9号 令和2年度大和村一般会計予算について</p> <p>14 議案第10号 令和2年度大和村簡易水道事業特別会計予算について</p> <p>15 議案第11号 令和2年度大和村国民健康保険特別会計予算について</p> <p>16 議案第12号 令和2年度大和村大和診療所特別会計予算について</p> <p>17 議案第13号 令和2年度大和村介護保険特別会計予算について</p> <p>18 議案第14号 令和2年度大和村集落排水事業特別会計予算について</p> <p>19 議案第15号 令和2年度大和村大和の園特別会計予算について</p> <p>20 議案第16号 令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について (施政方針及び提案理由説明) (大綱質疑) 総務建設委員長</p> <p>21 令和2年度予算審査特別委員会の設置について</p> <p>22 議案第17号 大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>23 議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>24 議案第19号 大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>25 議案第20号 大和村辺地に係る総合整備計画の変更について</p>
-----	------	---	-----	---

第1日	3月4日	水	本会議	26 議案第21号 大島地区衛生組合格約の変更について 27 議案第22号 大和まほろば館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第2日	3月5日	木	休 会	
第3日	3月6日	金	委員会	予算審査特別委員会（現地調査）
第4日	3月7日	土	休 会	
第5日	3月8日	日	休 会	
第6日	3月9日	月	休 会	
第7日	3月10日	火	休 会	
第8日	3月11日	水	休 会	
第9日	3月12日	木	休 会	
第10日	3月13日	金	休 会	
第11日	3月14日	土	休 会	
第12日	3月15日	日	本会議	1 一般質問
第13日	3月16日	月	委員会	予算審査特別委員会（一般会計）
第14日	3月17日	火	委員会	予算審査特別委員会（一般会計・特別会計）
第15日	3月18日	水	休 会	
第16日	3月19日	木	本会議	1 宮田到君の議員辞職の件 2 議案第9号～議案第16号について（予算審査特別委員長報告及び採決） 3 国立公園ヒエン浜の保全と戸円集落沖海砂採取の在り方についての調査特別委員会の報告について 4 発議第2号 国立公園ヒエン浜の保全と戸円集落沖海砂採取の中止を求める

第16日	3月19日	水	本会議	<p>意見書について</p> <p>5 発議第3号 大和村戸円集落国立公園ヒエン 浜沖での海砂採取の中止につ いて本村から鹿児島県に対し意見 書提出を求める決議について</p> <p>6 議員派遣の件について</p> <p>7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査につ いて</p> <p>閉 会</p>
------	-------	---	-----	--

# 第 1 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和 2 年 3 月 4 日 (水)

大 和 村 議 会

## 令和2年第1回大和村議会定例会会議録

令和2年3月4日（水）

午後1時29分 開 会

### 1 議事日程

開議の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

追加日程第1 発議第1号 大和村議会議員政治倫理条例の廃止について

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 議案第1号 令和元年度大和村一般会計補正予算（第4号）について

日程第6 議案第2号 令和元年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
について

日程第7 議案第3号 令和元年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
について

日程第8 議案第4号 令和元年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）に  
ついて

日程第9 議案第5号 令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）につ  
いて

日程第10 議案第6号 令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）  
について

日程第11 議案第7号 令和元年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）につ  
いて

日程第12 議案第8号 令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）  
について

日程第13 議案第9号 令和2年度大和村一般会計予算について

日程第14 議案第10号 令和2年度大和村簡易水道事業特別会計予算について

日程第15 議案第11号 令和2年度大和村国民健康保険特別会計予算について

日程第16 議案第12号 令和2年度大和村大和診療所特別会計予算について

日程第17 議案第13号 令和2年度大和村介護保険特別会計予算について

- 日程第18 議案第14号 令和2年度大和村集落排水事業特別会計予算について  
 日程第19 議案第15号 令和2年度大和村大和の園特別会計予算について  
 日程第20 議案第16号 令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について  
 (施政方針及び提案理由説明)  
 (大綱質疑) 総務建設委員長
- 日程第21 令和2年度予算審査特別委員会の設置について  
 日程第22 議案第17号 大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条  
 制定について  
 日程第23 議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制  
 定について  
 日程第24 議案第19号 大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改  
 正する条例の制定について  
 日程第25 議案第20号 大和村辺地に係る総合整備計画の変更について  
 日程第26 議案第21号 大島地区衛生組合規約の変更について  
 日程第27 議案第22号 大和まほろば館の設置及び管理に関する条例の一部を改正す  
 る条例の制定について

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 前田清和君 | 6番 民文忠君  |
| 2番 重信安男君 | 7番 池田幸一君 |
| 3番 藏正君   | 8番 宮田到君  |
| 5番 勝山浩平君 | 9番 奥田忠廣君 |

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎一也君 書記 太純一君

5 説明のため出席した者の職氏名

村長 伊集院幼君 教育長 晨原弘久君  
 副村長 泉有智君 教委事務局長 福山茂君

総務課長	政村勇二君	企画観光課長	森永学君
建設課長	前田逸人君	産業振興課長 兼農委事務局長	郁島武正君
教委指導主事	小原和博君	会計管理者 兼会計課長	大石松美君
保健福祉課長 兼大和診事務長	早川理恵君	住民税務課長	三宅正剛君
大和の園園長	勝健一郎君		



開会 午後1時29分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

皆さん、こんにちは。

ただいまから令和2年第1回大和村議会定例会を開会いたします。

今回、新型肺炎対策としまして、傍聴席にアルコールの消毒と、また傍聴席に傍聴規則の改正によって、マスクの着用は以前から許可されておりますが、議場内におきましてのマスク着用が必要と思われる方は、マスクを着用しての出席が可能ですので、遠慮なく対策をとっていただきたいと思います。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（勝山浩平君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によりまして、1番、前田清和君、2番、重信安男君を指名いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○9番（奥田忠廣君）

この際、追加日程の動議を提出いたします。

私が本日提出いたしました大和村議会議員政治倫理条例廃止についての議員発議を、発議第1号として追加日程1として審議することを望みます。

○議長（勝山浩平君）

ただいま奥田忠廣君から、追加日程としまして、大和村議会議員政治倫理条例廃止についての議員発議を、発議第1号として追加日程1として審議することを望みますとの御意見、動議がございました。

ただいま奥田忠廣君から、大和村議会議員政治倫理条例廃止について、発議第1号として追加日程の第1として審議する動議が提出をされました。

この動議を発議第1号として日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにつきまして、採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立

を求めます。

[賛成者起立]

○議長（勝山浩平君）

起立4名であります。起立多数です。

したがいまして、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることが可決をされました。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○3番（藏 正君）

ただいま追加日程に提出された動議の中身については、全員協議会の中でも紛糾いたしました。その条例廃止案に対する審議に参加することに対して不適當であると思われる議員がいることが認められると思います。

つきましては、倫理条例廃止案の審議に先立ち、宮田議員の除斥についての審査を求めます。

○議長（勝山浩平君）

ただいま藏正議員から、宮田到君の除斥、政治倫理廃止条例における審議における除斥を求める動議が提出をされました。

ただいまの動議を発議第2号として追加日程第2として審議をする動議でございますが、この動議を発議第2号とし日程に追加をして、追加日程第2として議題とすることにつきまして、採決をとりたいと思いますが、その前に対象となっております宮田到議員の退場を求めます。

○8番（宮田 到君）

理由は。

○議長（勝山浩平君）

理由は、地方自治法第117条の規定によりまして、宮田到議員の退場を求めます。

○3番（藏 正君）

これは、県の議長会は何と言ってるの。

○議長（勝山浩平君）

県の議長会では、一般論としては除斥には当たらないとありましたが、3月2日付けの村の公文書におきまして、宮田議員と関係のある法人に対して、条例に従った措置をとりますとの公文書が通達をされております。この通達となされる前までは、私たちが指導を仰いでおる倫理条例の権威とされる先生も除斥はされないと私たちに言うておりましたが、その通達があったので除斥に該当するというので、

除斥しても間違いありませんから、自信をもって臨みなさいとの御指導をいただいております。

したがいまして、宮田到議員の退場を求めます。

ですから、今回の私の判断に不満がございましたら、それはそれなりのまた対応をしていただけたら、私も頑張りたいと思っております。

大和村の議会の申し合わせ事項では、議員が除斥にあたるかどうか判断が難しい場合には、会議に上がって決めますという申し合わせで、私たちの申し合わせ事項があります。これに基づいて、宮田到議員の除斥を求めます。退場をお願いします。

**○9番（奥田忠廣君）**

今、審議中であれば、除斥の対象になると。終わって、判決が出て、終わっているものまでを除斥の対象というのはない。県はしなくてもいい、あなた方の指導をしている先生はしなさい、だけど両方ある。両方あるわけ、意見は。1案だけが法律はないんですよ。ですから、除斥対象になるかならないか、諮りもせずに退場て、それはないと思いますよ。

**○議長（勝山浩平君）**

申し訳ございませんけれど、私が話している内容をきちんと聞いてくださいね。

私たちは、村からの発送の文書がなければ、宮田議員は除斥にあたりませんよと、同じように指導を受けておりましたが、3月2日付けで村から公文書が宮田さんと関係のある法人に送られております。これが根拠となりまして、今回の除斥をしても問題ありませんからねという御指導をいただいております。それに基づき、また申し合わせ事項にも、除斥にあたるかどうか判断しがたいときには、議会で諮るとあります。ですから、宮田議員の除斥を求めます。関係議員は除斥です。

**○9番（奥田忠廣君）**

諮らんの。

**○議長（勝山浩平君）**

関係議員は除斥をしてから諮りますから。

**○9番（奥田忠廣君）**

いやいや、これは除斥の対象にならない。判決は終わっているんだから。これは2案あるって。

**○議長（勝山浩平君）**

ですから、私の今回の判断に何か問題があると感じるようでしたら、それはそれなりにまた対応してください。私のその対応を見て判断を、自分の身のあり方を考

えたいと思いますので。

宮田議員の退場を求めます。

○9番（奥田忠廣君）

だったらね、あなた方の指導を受けてる先生、県の指導とかいうのを、みんな知らないから、両方の意見を聞いてやろうじゃないですか。しばらく休憩して、聞いて。

○議長（勝山浩平君）

休憩しません。このまま続けて、本会議でしましょう。議事録に残します。

○9番（奥田忠廣君）

町村会の発言は、町村会は当たらない、除斥、判決が出てから、ということじゃないですか。あなた方は当たる。ここで諮ったらいいですよ。

○3番（藏 正君）

町村会は、今までそういった事例がない。だから、判断できないとおっしゃっていますよ。ですから、こうやって判断ができないときは、議長の権限でやるべきだと思っています。村から関係事業所に対して3月2日に公文書で通知しています。この条例が廃止されることで、明らかに利益は生まれるのが宮田議員とその関係事業所に限られてくるというのが明白になっていますから、そこが除斥の対象になるということです。

○8番（宮田 到君）

何が、私がいることによって有利なんですか。何が有利になるんですか。私は違反という判決は重く受け止めていますよ。それとは別問題じゃないの。違反に対しての問題じゃなくて、何が有利に働きますか、聞きたい。

○議長（勝山浩平君）

私が確認をしたところでは、この倫理条例がなくなることによって、利する方は宮田議員しかいない。私たちが制定をした倫理条例というのには、宮田議員だけが対象じゃないんですよ。審査会の中で個人攻撃とか、私をつぶすために作った条例とかおっしゃっていましたが、8名議員が対象であって、これから先々、村会議員になられる方すべてが対象なんですよ。あなたをつぶすために作った条例でもなければ、個人攻撃でもまったくありませんよ。

○8番（宮田 到君）

だから、私をつぶすなんて、建設業界全体に与えている条例ですから、私は関係ないわけですよ、これは。その掛かったものには罰を受けているわけだから、これ

で私は政治生命は終わったと思っているよ。

○議長（勝山浩平君）

宮田議員、申し訳ないんですけども、この倫理条例というのは建設会社を縛るものではありませんよ。議員を縛るものであって、それをどういった根拠でおっしゃっているんですか。

○8番（宮田 到君）

指名停止です。

○議長（勝山浩平君）

指名停止は、条例に違反していると認められたから、村が判断して指名停止にしますという公文書が送られたんですよ。倫理条例に違反しているという結果が出たからです。違反をしていなければ、そういったことはありません。

○8番（宮田 到君）

建設業みんなのことだから、私の。

○議長（勝山浩平君）

建設業みんなと言っている根拠を示してください。

○8番（宮田 到君）

私は議員として、ここに立っているんですよ。それだけ。

○議長（勝山浩平君）

ですから、倫理条例は建設業を縛るものではありません。もう一度読み直してください。私たち議員が議員という立場を利用して、自分の私利私欲を満たさない、その目的の条例です。

○9番（奥田忠廣君）

今、この倫理条例を廃止すれば、利益を被るから除斥と。廃止をして利益は被らない、もう判決が出てるわけだから、そういうことにはなりません。ですから、独断で自分らが聞いた先生がそう言った。だから、除斥だと。こういういろいろ法律には、一方だけの法律というのはないんですよ。ここのこういう法律もある、こういう法律もあるから、裁判になるんです。ですから、除斥の対象になるかならないか、ここにいる皆さんに諮って、これで判断をしていただきたい。

○議長（勝山浩平君）

奥田さんの御意見は承ります。それもあると思います。ですが、除斥の対象となる議員は、除斥になるんですよ。私はなると思うので、宮田議員を退場を求めています。ですから、何度も申し上げておりますけれども、私の判断がおかしいと、間

違いがあると思うのでしたら、またその対応をしてください。皆さんの対応を待つて、私も考えますので。

○9番（奥田忠廣君）

あなたの判断が間違っていると、私は思う、除斥の対象。であれば、私の判断が間違っているんだったら勝手にせえというような言い方だけど、あなたの判断が間違っているか間違っていないのか、この合議体の中で決めていただきたい。議会の合議体の中で対象になるかならないかを決めていただきたいと、私は言っているんですよ。

○議長（勝山浩平君）

ですから、会議に諮りましょうと。ですが、除斥となる議員は、直接関係者が、除斥の評決権をもつのは間違っていますよということです。

○9番（奥田忠廣君）

私は、この問題で議会というのは分断されたと。そして、倫理条例というのが、私は提案者ですからやっている。だけど、この中で宮田君が除斥になるかならないか分かりもしないのに、なんで除斥になるんですか。一緒にみんなで協議すべきですよ。

○議長（勝山浩平君）

何度も申し上げますけれども、除斥になるかどうかを審議するので、本人は除斥なんですよ。

ほかに質疑は何かありませんか。

○3番（藏 正君）

宮田議員は、今回のことで自分はもう十分な罰を受けていると言っていますけど、これは村当局が倫理条例に則って、その関係の事業所に公文書を送っているわけであって、宮田議員自体は私はこの審査会も踏まえて、ずっと何もしていませんよ。審査会には非協力的でこんなことになっている。当然、この倫理条例がなくなって、今後、利益を被るのは宮田議員です。間違いないと思いますよ。それは言っておきたいと思います。対象議員は、除斥になって当たり前なんです。

○議長（勝山浩平君）

もう最後です。宮田到議員、退場を求めます。

では、ただいま藏正議員から動議がありました。

○3番（藏 正君）

議長の再三の命令にも従わない宮田議員、これは懲罰に値しませんか。

○議長（勝山浩平君）

その点は、後ほど検討したいと思います。

○3番（藏 正君）

後ほど、懲罰動議を提案したいと思います。

○議長（勝山浩平君）

分かりました。

それでは、ただいま藏正議員から出されました、宮田到議員が除斥にあたるかどうかの追加議案を上程することにつきまして、賛成の方は御起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（勝山浩平君）

では、反対の方、念のため御起立を願います。

[反対者起立]

○議長（勝山浩平君）

申し上げておきますが、宮田議員には退場を求めていますので、除斥として評決権はございません。

ただいまの結果、賛成3、反対3と同数でありますから、議長の表決として賛成いたします。

○9番（奥田忠廣君）

議場の中において、4人が反対で立っているんですよ。除斥対象といった人がいるわけ、4人じゃない。あなた3対4で、どこに目を付けてやっているの。除斥対象とあなたが言っているだけで、議会は誰も、対象と言ったのは3人だよ。4人、そんな理不尽な議会がどこにある。これはあなたがやっていることは間違っている。これは元に戻しなさい。

○議長（勝山浩平君）

何度も申し上げておりますけれども、奥田議員、私の判断が間違っているとしましたら、これからその対応を取ってください。その対応を取って、私たちも十分調査研究をしまして、またお答えしたいと思いますので。

ただいまの結果、動議に関しまして、賛成4、反対3でございましたので、藏議員からございました動議は成立をいたしました。

申し訳ありません。奥田議員、追加日程、政治倫理条例の上程まで追加日程で、先ほどまだされていませんよね。倫理条例廃止についての追加日程。

○9番（奥田忠廣君）

日程に追加してくださいという動議を、私は出しました。その動議は成立したんじゃないかったですか。成立しませんでしたか。

○議長（勝山浩平君）

申し訳ありません。動議とか初めての経験で、申し訳ありませんでした。それでは、先ほど奥田議員からございました追加日程。

○9番（奥田忠廣君）

私の動議が先じゃございせんか。

○議長（勝山浩平君）

審議に関わる動議に関しては、その動議が優先されます、順番。では、続けます。

-----○-----

#### 追加日程第1 発議第1号 大和村議会議員政治倫理条例の廃止について

○議長（勝山浩平君）

追加日程第1、先ほど奥田議員からありました発議第1号、大和村議会議員政治倫理条例の廃止についてを議題にいたします。

この動議は、起立採決によって行いますが、先ほど宮田到議員の除斥が決まっておりますので、宮田到議員の退場を求めます。

私の今回の判断に関して、本当に不当と思うのであれば、また対応策を訴えてください。

[宮田到議員 退場]

○議長（勝山浩平君）

しばらく、書記が戻ってまいるまで休憩をしたいと思います。

-----○-----

休憩 午後1時47分

再開 午後1時50分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

では、再開したいと思います。

発議第1号、大和村議会議員政治倫理条例の廃止についてを議題にします。

この発議は、起立採決によって行います。

この動議のとおり決定をすることに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]



○議長（勝山浩平君）

では、念のため、反対の方、御起立を願います。

[反対者起立]

○議長（勝山浩平君）

賛成3名、反対3名ですので、議長の表決としまして、反対を表明いたします。  
その結果、条例を廃止することにつきまして、反対4名、賛成3名ですので、大和  
村議会議員政治倫理条例の廃止についての動議は否決をされました。

しばらく、宮田議員にまたお戻りいただきますから、休憩いたします。

[宮田到議員 入場]

-----○-----

休憩 午後1時52分

再開 午後1時54分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

それでは、再開いたします。

-----○-----

## 日程第2 会期の決定

○議長（勝山浩平君）

日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間にしたい  
と思いますが、御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの16日間に決定をいたしました。

-----○-----

## 日程第3 諸般の報告

○議長（勝山浩平君）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和元年第4回定例会以降の議会活動につきましては、文書でお手元に配付をし  
ておりますので、口頭報告は省略いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 行政報告

##### ○議長（勝山浩平君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

##### ○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。

行政報告の前に、今、マスコミ等で騒がれておりますコロナウイルスの感染拡大が心配されるところでございます。鹿児島県では発生をしておりませんが、我々も先日、対策本部をもちまして、子どもたちの対応についてもいろいろと対策を講じていきたいというふうに考えております。一日も早い収束を願うところでもございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

昨年12月定例会から昨日までの日程でございます。

昨年は、奄振事業の予算の内示が出されたときに、自民党の奄振委員会が開催されました。もう予算については御案内のとおりでございます。我々もしっかり交付金を含めて予算確保に今後とも努めていきたいというふうに思っております。また、その交付金においては、やはり効果を早く出すことが我々も地域の振興につながっていくのではないかと考えているところでもございます。

今年に入りまして、1月20日でございますけれども、今現在、集落排水事業を村内で進めておりますが、以前、整備をしました西部地区の名音集落におきましては、漁業集落排水事業ということで、今後の老朽化に伴う事業の対応ができないということで、今現在、事業を財産処分しまして、今現在進めております農業集落排水に事業を移管しようという手続きを進める予定に考えております。その中で農林水産省に出向きまして、いろいろと手続き関係の打ち合わせをさせていただいたところでもございます。

1月26日でございますけれども、例年行われております、まほろばウォーキング大会に合わせまして、世界自然遺産トレイルルートの開通式が同時に行われました。今年度は、雨模様の事前の報告でございましたけれども、820名の方が参加をいただきました。毎年、大勢の方に大和村にお越しをいただいて、我々も村のPRに努めていきたいというふうに思っております。そのウォーキング大会におきましても、多くの特産品もこうしてPRができたのではないかと考えております。

で、私たちもイベントを通じて本村の情報発信に努めていきたいというふうに思っております。

2月に入りまして、2月7日でございます。2月4日から7日まで3泊4日で、毎年、フィールドワークで来られております。鹿児島国際大の社会福祉学科の生徒たちが16名、そして引率の先生1名ということで、17名、本村にお越しをいただいております。我々行政とも意見交換をさせていただきながら、本村の良いところ、また発信の弱いところなどを学生の視点でいろいろと意見交換をさせていただいたところがございます。

2月14日でございますけれども、毎年、第3土曜日に、神奈川県大和市でタンカンのPR販売をさせていただきました。その前に、市長ともお会いさせていただき、そしてまた、LINEでもタンカンのPRをさせていただきました。翌日がタンカンのPR販売でございましたけれども、午前中で即完売ということで、そしてまたこれまでリピーターの方も増えまして、二百数十名の方が注文をされておまして、1トン余りのタンカンがまほろば館から送ることができたということの、今、中間報告でございます。これからはしっかりとしたPRに今後とも努めていきたいというふうに思っております。

2月17日でございます。参議院の行政監視委員会というのがございまして、全国の町村を代表して、私ども小さい小規模自治体が行っている取り組みを、意見を述べてくれということ、これは我々が取り組んでいることだけじゃなく、小さい自治体が国からの義務的な業務が多忙になっているんじゃないかという現場の話を聞かせていただきたいということで、私のほうで今現在、国から義務的に進められております計画策定の業務において、意見を述べさせていただきました。そしてまた、我々小さい村の中で、障がい者雇用の雇用率が、ほかの市町村と同じような規模での雇用率になっておるものですから、その点についても改善策はないものかということで参議院の国会議員の先生たちに意見を述べる機会がございました。鹿児島県からは野村先生、園田先生と宇土先生3名が議員の委員会のメンバーでもございまして、先生の皆さん方にも我々の要望をお聞きいただいたところでもございます。

3月に入りまして、2日でございます。NPO法人フードバンク奄美というのが昨年の11月に食品ロスの関係から、消費期限を迎えている食材をうまく、いろんな福祉施設や障がい者施設、そしてまた子ども食堂などへ活用していただくということで、奄美で初めてNPO法人が出来ました。そういう中で、我々は昨年大和の園に、施設にということでお米を大分いただきましたけれども、今回、食料の譲渡

に関する合意書という形で、フードバンク奄美さんと協定を結びながら、私たちは障がい者だけじゃなく、子どもたち、そしてまた高齢者の集まりの中に、食品ロスにつながる食料の提供ができていければということで、今回協定を結びましたので、これからいろいろと本村で活用をしていきたいというふうに考えております。

以上で、簡単でございますけれども、行政報告とさせていただきます。

○議長（勝山浩平君）

これで行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第1号 令和元年度大和村一般会計補正予算（第4号）について

○議長（勝山浩平君）

日程第5、議案第1号、令和元年度大和村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村一般会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村一般会計補正予算（第4号）は、奄美フォレストポリス再整備事業や防災関連施設整備事業など、歳入歳出それぞれ9,513万8,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和元年度大和村一般会計補正予算（第4号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和元年度大和村一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ9,513万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,224万7,000円にしようとするものであります。

歳入の主なものから御説明いたします。

10ページをお開きください。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、障がい者自立支援給付費事業負担金、児童手当負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、合わせて426万7,000円を増額計上いたしました。

同じく、10ページをお願いいたします。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目3土木費国庫補助金は、村の大棚名音線道路改良事業における減額変更内示があったものと併せまして、そのほかの事業における事業間流用を行い、合計で1,400万円を減額計上いたしました。

11ページをお願いいたします。

款14県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金においては、奄美群島成長戦略交付金として、奄美フォレストポリス再整備事業や庁舎耐震改修に伴う発電機室の新設など、合わせて7,075万円を増額計上いたしました。

12ページをお開きください。

款20村債におきましては、各起債の組み替えによる調整を行い、合計で2,600万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

14ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目4財政管理費につきましては、財政調整基金への積立金として2,800万円を増額計上いたしました。

同じく、14ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目6財産管理費は、庁舎耐震改修に伴う防災センターネットワーク環境業務委託料など、合計で938万円を計上いたしました。

15ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、介護保険特別会計への繰出金として700万円増額計上いたしました。

16ページをお開きください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費は、簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計の繰出金といたしまして、合計で1,680万円を減額計上いたしました。

17ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目2観光費は、国直うみがめ公園における遊具設置に関する工事請負費として1,400万円を増額計上いたしました。

同じく、17ページをお願いいたします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2社会資本整備総合交付金事業は、村道大棚名音線改良工事に伴う事業量の減に伴い、2,000万円を減額計上いたしました。

18ページをお開きください。

款7土木費、項5都市計画費、目1公園費は、令和2年度に予定しておりました奄美フォレストポリス再整備事業、飲料水安定供給関係工事の残り分を国の補正により、前倒しで行うことになったため、工事請負費として6,800万円を増額計上いたしました。

19ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目6防災関連施設整備事業は、役場庁舎耐震改修に伴う発電機室の新設及び発電機設置工事にあたる工事請負費として4,220万円を増額計上いたしました。

同じく、19ページをお願いいたします。

款13予備費におきましては、83万2,000円を増額し、歳入歳出の調整を行いました。

最後に、前のほうに戻りまして、5ページをお願いいたします。

第2表の明許繰越費でございますが、令和元年度から令和2年度に繰り越して行う事業は、社会資本整備総合交付金事業、フォレストポリス再整備事業、防災関連施設整備事業など、合わせて6事業の合計5億1,182万6,000円を繰り越して行うこととしております。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（勝山浩平君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○3番（藏 正君）**

今、最後に説明のあった繰越明許費ですが、5億1,182万円ということで、特別会計の補正の中でも、集落排水へ7,500万円、確か大和の園会計でも2,500万円とかいう繰り越しがあつて、6億円を超える繰越明許という、これは今まででも大きな金額じゃないかなと思われるわけですけど、これってよく言われるように、あまり繰り越しが多いというのは、各担当課の怠慢的なものも、村民としてはそういう怠慢的な疑いもかかってくると思うんですよ。このへんは村民にちゃんと説明はできるような、繰り越す理由付けというのはあるんですか。

**○総務課長（政村勇二君）**

この繰越事業におきましては、国の補正予算、この防災関連施設整備事業などは国の補正予算が付きまして、これは奄振事業になります。そこにおいて、国の決定がなされた時期からしますと、事業自体を繰り越しておかなければならない。これ

から先、また説明がありますが、大和の園の防災関連事業においても、やはりその国の補正のタイミングの時期によりまして、どうしても事業自体を繰り越さなければならぬものもございますので、そういった意味での繰越事業を行っております。

**○3番（藏 正君）**

今、その防災関連の奄振なんかありますけれども、ほかの事業関係もそういった理由が必ずあって、国の決定的な、時期的な問題がこういった形になっているんだということで解釈していいですか。

**○建設課長（前田逸人君）**

社会資本整備総合交付金事業、3億円繰り越しをしようとするところなんですけど、これを令和元年6月補正で、国が示された防災減災国土強靱化のために3カ年緊急対策といいまして、予算の特別措置が災害が多いということで予算の措置がされたことによって、そのときの補正が1億350万円補正しておりますけれども、毎年、大和名音線をやっております、2億円ぐらいやっておりますが、それも併せましてちょっと額が今年度は増えたこと、特別な措置があったものですから、増えたことによって、ちょっと額が増額になっております。

**○議長（勝山浩平君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○1番（前田清和君）**

先ほど、藏議員からありましたけど、その5ページの商工費のうみがめ公園整備事業ですよ。これは17ページを見ますと、先ほど総務課長から連絡がありました遊具設置等工事請負ということで1,400万円、繰越明許費で3,900万円と、この差額の2,500万円というのは、もともと予算に組んであった、プラスこの1,400万円を足しての3,900万円と理解してもよろしいですか。

**○企画観光課長（森永 学君）**

こちらのほうは、当初予算で組んでいたものでございます。その1,400万円、今回、補正予算で増額するもの以外は、当初予算で組んでいたものでございます。

**○1番（前田清和君）**

当初、2,500万円で予算を組んでいて、今回、補正で1,400万円、結構な金額だと思うんですけど、この事業自体は中身は変わってないんですよね。

**○企画観光課長（森永 学君）**

当初と多少変わっております、今回はうみがめ公園の整地、造成が主になっております。また、中のほうに遊具も入ることになっております。

○1番（前田清和君）

だいたいいつ頃からその事業が始まるとか、だいたいどれぐらいで事業完了するとか、そういうだいたいの目安が分かれば教えていただきたいと思います。

○企画観光課長（森永 学君）

その設計委託に関しましては、もう既に発注をしております、ただしその設計に関しても年度をまたぐということで、3,900万円の中に入れておまして、工事自体は令和2年度に繰り越して行い、そしてその後、また新たな遊具などの設置も考えていこうとしているところでございます。

○1番（前田清和君）

すみません、もう1点だけ。

そのフォレストポリス再整備事業6,800万円、これはどういった事業かお聞かせ願いたいと思います。

○産業振興課長（郁島武正君）

今回の繰越明許費にも6,800万円上がっておりますが、今現在、30年度の繰り越しで3工区に分けて、上水安定供給施設の管路の布設をしております。マテリア線をずっとキャンプ場から上までいくわけですが、その残り分をこの6,800万円で管路布設をして、キャンプ場のくみ上げ施設に貯水槽を造って、上まで送ろうという、この今年の工事の継続分のような形の工事となっております。以上です。

○1番（前田清和君）

最後ですけど、その平成30年度あたりで、駐車場の整備ということで、あの公園がありますよね。そちらのほうに、みんな公園に遊びに行きますと、道路に止めるということで、当初、駐車場を何台か止めれるような、それも整備するということを知っていたんですけど、それもこの事業で一緒に組み込んでできるのでしょうか。

○産業振興課長（郁島武正君）

当初の計画では、駐車場もありましたし、東屋もありました。また、外来種の補助等を計画していたわけですが、上水の安定供給がフォレストポリスの再整備には最優先だということで、それをやっているところでございます。それを終わらせまして、東屋、駐車場は、まだ計画にありますので、そのへんはその上水整備の優先した後に整備したいと考えております。以上です。

○議長（勝山浩平君）

ほか質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]



○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第6 議案第2号 令和元年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（勝山浩平君）

日程第6、議案第2号、令和元年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入におきましては、繰越金及び繰入金の増額、歳出におきましては、大和ダム負担金及び水道維持管理賃金の増額などにより、歳入歳出それぞれ357万9,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（三宅正剛君）

令和元年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容について、御

説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ357万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,503万9,000円にしようとするものです。

8ページの歳入から主なものを御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金50万円の増額は、歳出補正に伴うものでございます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金265万2,000円の増額は、前年度の繰越額確定に伴うものでございます。

次に、10ページの歳出について、主なものを御説明申し上げます。

款1事業費、項1水道管理費、目1総務管理費につきましては、県が実施する大和ダム堰堤改良事業の増額補正に伴い、大和ダム管理負担金を278万8,000円増額計上いたしました。

予備費におきまして、5万9,000円を増額して歳入歳出の調整を図っております。

以上で、内容説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第7 議案第3号 令和元年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
について

○議長（勝山浩平君）

日程第7、議案第3号、令和元年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入におきましては、普通交付金及び特別交付金の減額、基盤安定繰入金の減額や国庫支出金の増額など、歳出におきましては、保険給付費の減額、オンライン資格確認のシステム改修の増額及び前年度の特定健診返還金の増額により、歳入歳出それぞれ303万円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和元年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ303万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,732万4,000円にしようとするものです。

6ページの歳入の主なものから御説明申し上げます。

款3 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費補助金は、実績に伴う普通交付金額及び特別交付金額の決定により、225万2,000円減額いたしました。

款5 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、実績に伴う保険基盤安定繰入金額の決定により、99万8,000円減額いたしました。

次に、7ページの歳出の主なものについて御説明申し上げます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、国保オンライン資格確認システムの導入により負担金が発生したため、22万円増額いたしました。

款2 保険給付費、項1 療養諸費は、実績に伴う普通交付金の決定に伴い、492万7,000円減額いたしました。

款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 償還金及び返還金は、特定健診保健指導の前年度実績による返還金として 27 万 7,000 円を増額いたしました。

以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願いたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、議案第 3 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

#### 日程第 8 議案第 4 号 令和元年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（勝山浩平君）

日程第 8、議案第 4 号、令和元年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第 3 号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第 3 号）は、歳入におきまして

は、診療収入の減額及び一般会計繰入金の減額など、歳出におきましては、一般管理費の増額及び予備費の減額によりまして、歳入歳出それぞれ204万9,000円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

**○大和診療所事務長（早川理恵君）**

令和元年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ204万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,898万3,000円にしようとするものです。

5ページの歳入から御説明申し上げます。

款1診療収入、項1外来収入は、外来診療収入実績見込みにより182万8,000円減額いたしました。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は、予備費減額に伴い22万1,000円減額いたしました。

次に、6ページの歳出について御説明いたします。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費は、看護師病休に伴う臨時看護師の人件費として54万円増額いたしました。予備費において258万9,000円減額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

**○議長（勝山浩平君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（勝山浩平君）**

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（勝山浩平君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしとします。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第9 議案第5号 令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（勝山浩平君）

日程第9、議案第5号、令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入におきましては、国庫補助金の減額及び一般会計繰入金を増額など、歳出におきましては、総務管理費の減額及び予備費と償還金の増額により、歳入歳出それぞれ680万9,000円を増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ680万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億582万2,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目4その他補助金は、システム改修負担金の減額により19万1,000円減額いたしました。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金は、介護給付費返還金が生じたことに伴い、700万円を増額いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、システム改修負担金の減額により48万6,000円減額いたしました。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金は、介護給付費実績に伴う返還金として700万円を増額いたしました。

款8予備費において29万5,000円を増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第10 議案第6号 令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）  
について

○議長（勝山浩平君）

日程第10、議案第6号、令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入におきましては、繰入金の減額、繰越金及び村債の増額など、歳出におきましては、総務費の負担金補助及び交付金の増額によりまして、歳入歳出それぞれ170万6,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（三宅正剛君）

令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の内容について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ170万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,205万9,000円にしようとするものでございます。

9ページの歳入から主なものを御説明申し上げます。9ページをお願いいたします。

款4繰入金、項1繰入金、目1繰入金1,730万円の減額は、歳入構成に伴うものでございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、前年度の繰越額確定に伴い510万6,000円を増額計上いたしております。

次に、10ページの歳出について御説明申し上げます。10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務費、目1総務管理費につきましては、大和浜地区集落排水事業の一部供用開始に伴い、排水設備設置費助成金を170万円増額計上いたしました。

また、款4予備費におきまして6,000円を増額計上し、歳入歳出の調整を行いました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○3番（藏 正君）



この事業でも繰越明許費が出ておりますけども、この事業の中でちょっと耳にしたのが、この工事をするときの道路を切ったりしますよね。そのときの振動とかで個人の民間のブロック塀に亀裂が入ったりとか、すごい大きな大金久あたりでは業者持ちで直させてもらった事例もあるようなことを聞いたんですけど、そういった原因の発生とか、業者の持っている機材とか、そういったもので今後の、そういったことが個人に迷惑がかからないような対策というのは取れているんですか。

**○建設課長（前田逸人君）**

議員のおっしゃるとおり、集落の内部の道は狭小、狭いところが多くございまして、そういった狭い道路にも集落排水の管を入れないといけないということで、当然ながらブロック塀が家の周りには張り巡らされていまして、中にはやっぱりそういった住民と業者とのトラブルも今ちょこちょこあったところがあります。今後は、今も業者に指導しているんですが、施工前に必ずそのブロック塀やら、そのひび割れとかなくても、その状況写真を撮って、民家さんにちゃんと了解を、ありませんね、じゃあこの分のひびはありますねと確認を必ず取るようにして工事をするように指導をしております、そういった形で業者に指導をした後には、もうそういったトラブルもなくなっているところでございます。

**○3番（藏 正君）**

そのブロック塀なんですけど、もう何年も経っているところなんかはノリが入っていたり、結構、真っ黒になってて分かりづらいんですよ。出来立てのところはすごく分かるんですけど、字が見えなくなっているようなところもありますので、そのへんはぜひ徹底して、その事前調査をしていただきたいと思います。

**○建設課長（前田逸人君）**

分かりました。徹底的な事前調査を行うように、業者にも強く指導をしていきたいと思います。

**○議長（勝山浩平君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○1番（前田清和君）**

予算書10ページですが、排水設備助成金170万円計上してあります。だいたいこれは大和浜地区と、先ほどお伺いしましたが、何件ぐらい、今新規で申し込まれていますか。分かりますか。

**○住民税務課長（三宅正剛君）**

この予算は申し込みというか、対象になっているお家が汲み取りが2件、それが

ら浄化槽からの転換が13件予定しておりまして、合計で170万円という予算を計上させていただきました。

○1番（前田清和君）

大和浜地区が今まだ全部終わってはないと思いますが、東部地区で国直、湯湾釜はまだもちろんやっていません。津名久集落、思勝集落は、もう事業が完了されておられると思います。その津名久と思勝集落で集落排水をやって、その加入率というのは分かりますか。思勝集落で何パーセント、津名久集落で何パーセントとか、もし分かれば教えていただきたい。もし分からなければ、また後でも結構ですけど、これはやっぱりこれだけ集落排水事業に予算も通して、何とか住民に加入してもらおうと一生懸命、担当課の方々も説明会を開いたりされていることだと思っております。本当大変な中なんですけど、少しでも加入率を上げていただけるように、また頑張ってください。

それともう1点、最後ですが、今、大柵地区でこの年度、工事をしておりまして、大柵集落の池田地区がほぼ処理場ができ次第入ると思うんですけど、だいたいどれぐらいからその供用開始ができかというのが分かれば教えていただきたいなと思います。

○建設課長（前田逸人君）

中部地区の大柵地区につきましては、来年度、令和2年度には完了予定でございます。ですから、供用開始が可能な年度になりますと、令和3年度からは集落全体が供用開始ができるような設備が整う予定にしております。

○住民税務課長（三宅正剛君）

先ほどおっしゃられた、その加入率でございますが、西部地区から工事の終わったところすべての集落において加入率を出しております。ただ、この場には持ち合わせておりませんので、後ほどお届けしたいと思います。いずれにしても、水洗化率を上げるために、こちらは工事が完了とともに家庭訪問といいますか、戸別に訪問させていただいて、できる限り助成金もございますので、加入していただくお願いはしているところでございます。

○1番（前田清和君）

最後にもう1点なんですけど、前もこれは話が出たと思うんですけど、生活保護世帯ですよ、やはりその方々というのは、本当になかなか加入率が上がらないと思うんですけど、前もこの話が出て、それからちょっとこういう生活保護世帯に対しての、そういう検討とか、いろいろどうしていったらいいかとかいうのを少しでも検

討されたのか、これからしっかり検討していきたいと思われているのか、そこだけ最後にお伺いしたいと思います。

○住民税務課長（三宅正剛君）

今お話が出た生活保護世帯への助成といいますか、具体的にどれぐらいの数の方が該当するのかということ、一応こちらで調べました。そうしましたところ、その該当する世帯はそうなくて、借り家にお住まいと、そういった方もいらっしゃいまして、持ち家の方は既に工事が終わっている方とかいらっしゃいましたので、実際は2、3件あるかないかというところじゃないかと、こちらは違って範囲はそういう内容になっておりました。以上でございます。

○議長（勝山浩平君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第11 議案第7号 令和元年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）について

○議長（勝山浩平君）

日程第11、議案第7号、令和元年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

**○村長（伊集院 幼君）**

令和元年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）は、歳入におきましては、財政調整基金繰入金及び県補助金の増額など、歳出におきましては、総務費の減額及び施設整備費の増額などによりまして、歳入歳出それぞれ2,050万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

**○大和の園園長（勝 健一郎君）**

令和元年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）について、内容の説明を申し上げます。

令和元年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の増額を歳入歳出それぞれ2,050万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,334万8,000円としようとするものです。

7ページの歳入から御説明いたします。

款5繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金を850万円増額し、款6県支出金、項1県補助金、目1県補助金を2,200万円増額をいたしました。

次に、8ページの歳出について御説明いたします。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の90万円の減額は、職員の産休に伴う人件費によるものです。

款2サービス事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費の90万円の増額は、長期利用者の増加によるものです。

款3施設整備費、項1施設整備費、目1施設整備費の2,050万円の増額は、医療用発電設備の取替工事によるものです。

最後に、12ページをお願いします。

第3表の繰越明許費でございますが、令和元年度から令和2年度に繰り越して行う事業は、防災関連施設整備事業の2,500万円を繰り越して行うこととしております。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

**○議長（勝山浩平君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第12 議案第8号 令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）  
について

○議長（勝山浩平君）

日程第12、議案第8号、令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、歳入におきましては、保険料の増額、歳出におきましては、保険料納付金の増額により、歳入歳出それぞれ57万8,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,752万4,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款1後期高齢者医療保険料は、保険料徴収実績に伴い54万5,000円増額いたしました。

款3繰入金は、保険基盤安定金額の確定により3万2,000円増額いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、納付金額の確定により89万6,000円を増額いたしました。

款3保険事業費、項1健康保険増進事業費、目1健康診査費は、実績に伴い委託料31万8,000円を減額いたしました。

以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願いたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決をされました。

休憩を挟みたいと思いますけど、いかがですか。

[「お願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

はい。では、トイレ等のため休憩を取りたいと思いますが、再開は午後3時5分に再開をいたします。

-----○-----

休憩 午後2時52分

再開 午後3時05分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

再開いたします。

-----○-----

- 日程第13 議案第9号 令和2年度大和村一般会計予算について
- 日程第14 議案第10号 令和2年度大和村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第11号 令和2年度大和村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第12号 令和2年度大和村大和診療所特別会計予算について
- 日程第17 議案第13号 令和2年度大和村介護保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第14号 令和2年度大和村集落排水事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第15号 令和2年度大和村大和の園特別会計予算について
- 日程第20 議案第16号 令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（勝山浩平君）

日程第13、議案第9号、令和2年度大和村一般会計予算について、日程第14、議案第10号、令和2年度大和村簡易水道事業特別会計予算について、日程第15、議案第11号、令和2年度大和村国民健康保険特別会計予算について、日程第16、議案第12号、令和2年度大和村大和診療所特別会計予算について、日程第17、議案第13号、令和2年度大和村介護保険特別会計予算について、日程第18、議案第14号、令和2年度大和村集落排水事業特別会計予算について、日程第19、議案第15号、令和2年度大和村大和の園特別会計予算について、日程第20、議案第16号、令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について、以上の8件を一括議題といたします。

令和2年度各会計当初予算の編成にあたりまして、村長に施政方針及び提案理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、施政方針を申し上げます。

本日ここに、令和2年度の予算並びに諸議案を御審議いただくにあたり、村政に対する所信を明らかにするとともに、主要施策と予算の概要を申し上げまして、一般会計並びに各特別会計予算の提案理由とさせていただきますので、議会並びに村民各位の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それではまず、本村を取り巻く財政状況について申し上げます。

本村の財政運営に大きな影響を与える国の令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針においては、「経済財政運営と改革の基本方針2018」及び「経済財政運営と改革の基本方針2019」に基づき、「新経済・財政再生計画」の枠組みのもと、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり、政府の歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することが示されたところであります。

また、「新経済・財政再生計画」では、2025年の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を目指し、国の一般歳出については、増加を前提とせず歳出改革に取り組み、地方においても、国の取り組みと基調を合わせ、特に改革の重点分野として歳出の効率化などに取り組むこととされております。

このような方針に基づいて編成された令和2年度の国の一般会計予算の規模は、前年度対比1兆2,009億円増の102兆6,580億円で、基礎的財政収支対象経費は79兆3,065億円となっております。

鹿児島県においては、扶助費の増加や公債費が高水準で推移するなど厳しい状況の中、行財政改革推進プロジェクトチームを中心として、事務事業の見直しをはじめとする歳入・歳出両面にわたる徹底した行財政改革に取り組んできたところであります。

臨時財政対策債などを除いた本県独自に発行する県債残高は、着実に減少しているものの、公債費については、引き続き高水準で推移することが見込まれているところであり、今後一層の高齢化の進行や社会保障制度の改革により、扶助費が引き続き増加する傾向にあることから、今後も歳出改革等を着実に推進し、経済再生と財政健全化の双方の実現に向けて取り組むこととしているところであります。

それでは、令和2年度、本村の行財政の基本方針について申し上げます。

令和2年度は、「奄美大島・徳之島・沖縄島北部・西表島」の世界自然遺産登録を見据え、本村が大きく飛躍する年になるよう、各種事業に取り組んでまいりたい



と考えております。

また、現在「大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の評価、検証を行っており、その基本目標である「大和村の特徴を活かした働きがいのある就業の場を創出する」、「大和村の魅力を発揮し、新しいひとの流れをつくる」、「若い世代が安心して結婚・出産・子育てを楽しめる環境をつくる」、「全ての村民が主人公となり、やりがい・生きがいを感じる地域をつくる」の4つの基本目標における計画の更新を行っております。令和2年度より、その達成に向け、年次的に更新計画に基づき進めてまいりたいと思います。

本村も、近年の大型事業の実施等により、県同様に厳しい財政状況ではございますが、これまで「自然と共生し、安心して住みよい村づくり」を基本理念に、諸施策を推進してまいりました。

しかし、依然として約82%を依存財源に頼らなければならない財政状況下であるため、国の地方財政対策に留意して予算編成を行ったところであります。

本村の歳入の44%を占める地方交付税においては、平成23年度以降は減少傾向にあり、国の動向は不透明な状況にありますので、今後も財政運営は厳しい状況が続くものと予想しております。

しかし、限られた財源の中で行政サービスを維持しつつ、村民の福祉の向上を図ることを第一に、鹿児島県大島支庁への割愛人事や、一部事務組合への職員派遣を継続し、各種研修会の開催を行うなど人材育成に努め、職員の資質向上を図りながら、全職員が「最小の経費で最大の効果」を念頭におき、より効率的な行政を進めるために、

- (1) 行財政改革の推進
- (2) 農林水産業の振興と特産品開発による地域活性化の推進
- (3) 企業誘致による雇用促進と住宅整備や空き家改修による定住対策の強化
- (4) 子育て支援の推進
- (5) 道路交通網、情報通信網、生活環境の整備促進
- (6) 世界自然遺産登録を見据えた観光振興と自然保護活動の推進
- (7) 安全・安心な大和村づくり

以上、7つの基本方針を定め予算編成を行いました。

次に、予算の概要について申し上げます。

一般会計の予算総額は、31億5,017万4,000円となりました。

主な内容といたしまして、歳入におきましては、地方交付税、国庫支出金、村債、

県支出金、繰入金で歳入総額の90.9%にあたる28億6,361万6,000円を見込みました。

歳出におきましては、奄美群島成長戦略推進交付金事業として8,650万5,000円、庁舎耐震改修事業として2億9,750万円を計上いたしました。

また、民間バス事業者の路線バス廃止に伴うバス運行の委託費や、地方公務員法改正に伴う会計年度任用職員制度の報酬、その他、子育て支援対策及び、定住促進対策費を予算計上するほか、村民に身近な生活基盤の整備や扶助費等については、財政上可能な限り取り入れる一方、経常経費の抑制に努め、財源の効率的な配分に努めました。

次に、基本方針実現のための主要施策について申し上げます。

まず1点目は、「行財政改革の推進」についてであります。

ここ数年の起債の繰上償還の実施や新規発行起債の抑制等により、地方債残高はピーク時の半分以下に減少してきておりますが、今後も下げ止まり傾向にあるものの、人口減少対策や各特別会計への繰出金、そして地域活性化のための新たな財政需要も増えてくるものと予想されます。

このため、引き続き行財政改革を推進し、行政事務全般における見直しを行うとともに、財政構造の弾力性を示す経常収支比率をはじめとする財政指標の改善を図るべく、歳入歳出の徹底した見直しを図り、健全財政の確立に努めてまいります。

また、世界自然遺産登録を見据えた観光振興による地域振興への取り組みと受入体制の整備を図ってまいります。

歳入につきましては、村税の適正課税と収納率の向上に努めるとともに、平成29年度からふるさと納税サイトへ加入し、寄付金のPRを図っている中、平成30年度には、村独自の黒糖焼酎「開饒」を完成させましたが、その周知を拡大するとともに、特産品開発を含め、新たな返礼品発掘にも取り組んでまいります。また、引き続き、ホームページや合同会社「ひらとみ」とも連携し、情報発信に努め、財源の確保を図ります。

また、各種事業の実施にあたっては、国・県の動向を注視しながら、補助事業を優先するほか、村債についても辺地債や過疎債など、できるだけ交付税措置率の高い、有利な起債を導入するなど、引き続き財政負担の抑制に努めます。

村税等の未収金対策については、重点課題ととらえ、総務課、住民税務課、保健福祉課で連携を図り、村民に不公平感のないよう徴収体制の強化を図りながら、収納率の向上による自主財源の確保に努めます。

歳出につきましては、経費の節減合理化を図り、消費的経費の抑制に努め、特に

ここ数年上昇してきている物件費の抑制に努めます。

2点目は、「農林水産業の振興と特産品開発による地域活性化の推進」についてであります。

農業の振興につきましては、

- ① 近年栽培を推奨しております、マンゴーや津之輝、パッションフルーツ、の巡回指導を徹底し、「果樹の村」としての再活性化を図りながら、耕作放棄地の未然防止を図るとともに、肥料助成の拡大など村単独助成事業の充実に取り組みます。また、本村の推奨品目である「福元だいこん」、「福元いも」の、栽培面積拡大と銘柄確立を推進し、農家所得の向上に努めます。
- ② 基幹作物である、すもも・たんかんについては、苗木助成農家の追跡調査を行い、今後の生産状況の把握に努め、農家の後継者不足による生産力の低下減少対策として、指導農業士等と連携した農家指導や新規就農者の掘り起こしに取り組んでまいります。
- ③ 鹿児島県の食の安心・安全推進基本計画に基づき、かごしまの農林水産物認証制度におけるスモモの認証取得「K-GAP」を引き続き推進し、農家の所得向上に努め、消費者が安全で安心して購入できるよう取り組むとともに、村独自の出荷用箱により付加価値の向上を図ります。
- ④ 湯湾釜選果場の運営については、引き続き村直営で行うほか、村内雇用の確保に努めながら、効率的な選果を行うため、家庭選果の指導を徹底させ、品質の向上に取り組むとともに、昨年度導入しました選果機のシステム改修により、選果作業の効率化を図ります。
- ⑤ 販売については、あまみ農協と連携し、K-GAPの有利性を活かした高価格での取引ができるよう取り組みます。
- ⑥ 「すももフェスタ」については、村内外において大好評であり、大きなPR効果があることから、幅広い年齢層の人たちが気軽に参加できるイベントとなるよう、更に内容を充実させて開催に取り組み、スモモ農家の生産意欲向上と販路の拡大を推進してまいります。
- ⑦ 名瀬中央青果市場への集出荷委託事業については、高齢農家の生産意欲も年々向上してきていることから継続実施するほか、これまで出荷者の少ない大棚から今里集落までについては、新たな掘り起こしを行います。また、最多出荷者の表彰を行い、生産意欲と所得の向上や高齢者の生きがいづくりにも取り組みます。

- ⑧ 大和まほろば館については、喫茶部門の売り上げ増を図るため、新商品の販売に取り組むほか、農林水産物などの直売所の充実に努めるとともに、特産品の情報発信を合同会社ひらとみのオンラインショップを活用し、島内外への情報発信に努め、更なる周知の拡大を図ってまいります。
- ⑨ 特産品の開発については、特産品開発グループや新たに設立された水産加工グループ「いしょむん海」などと連携を図り、県加工施設とのタイアップなど、様々な視点から特産品の更なる充実に取り組みます。
- ⑩ 農地の維持管理組合等が行う地域活動や営農活動に対し、各関係団体と連携を図りながら、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金を有効に活用し、継続して支援を行います。
- ⑪ イノシシ等による農地への被害が多く見られる中、その侵入を防止するため、鳥獣被害対策実践事業を活用し、侵入防止柵を計画的に整備してまいります。捕獲については、地元猟友会と連携を図り、箱罟を活用するとともに、緊急捕獲活動支援事業を継続実施するほか、現在2基設置されているカラスの捕獲小屋の増設と移動式の捕獲器の導入により、農作物の被害防止に努めます。
- ⑫ 合同会社「ひらとみ」の運営については、引き続き農作業受託を実施するとともに、オンラインショップによる情報発信や、地場産農作物の販売促進と併せて、焼酎「開饒」の販売促進にも努めるほか、草刈り業務等における委託業務を実施し、法人としての自立を目指します。また、JA業務の移行に伴う運営については、農家の利便性向上に努めるとともに、地域おこし協力隊の活用も図りながら、合同会社としての業務充実に努めまいります。
- ⑬ 農業委員や農地利用最適化推進委員による本村農地の最適化を図るほか、農地の利用促進については、農地中間管理機構へ遊休農地や耕作放棄地の情報提供を継続して行い、農地の有効活用に努めるとともに、福元地区における農家からの要望により意見集約を行い、「奄美農業創出緊急支援事業」を活用した共同利用施設の整備を推進してまいります。

林業の振興につきましては、

- ① 里山林総合対策事業による樹幹注入を実施し、森林保全や景観保全に努め、森林の公益的機能の増進を図ります。
- ② 特用林産物であるシイタケやシキミの栽培についても、種駒、苗木、肥料等の村独自の助成事業を継続して行います。また、制度の周知を徹底することで、生産量の増加と生産意欲の向上に取り組みます。

- ③ 有害鳥獣対策として、病害イノシシやカラスの駆除など、村単独事業として継続し、農作物の被害防止に努めるほか、ノヤギについては、環境省、近隣市町村など、関係機関と連携を図ることで、より効果的な駆除に努めてまいります。

水産業の振興につきましては、

- ① 離島漁業再生支援交付金を活用し、生産安定による漁家所得の向上に努めます。また、モズクの藻場としての管理を継続してまいります。
- ② サンゴ礁保全対策事業により、村内海域における現状の把握に努めるほか、サンゴ礁の多様性を維持し、漁場環境保全を図ります。
- ③ 出漁機会の減少対策として、引き続き燃油助成及び漁具購入助成を継続実施するほか、水揚げされた魚介類の市場出荷輸送補助を新たに創設し、漁業関係者の所得向上及び意欲の向上につなげてまいります。
- ④ 昨年新設された、水産加工施設については、まほろばやまと漁業集落と適正な管理運営に努めるほか、鹿児島県水産技術センターと連携し、新たな水産加工グループ「いしょむん海」の活動を支援し、水産加工品の開発や、魚食の普及と地産地消の推進を図ってまいります。
- ⑤ 今里漁港、名音漁港のトイレについては、両集落における委託管理を継続し、適正な管理に努めます。
- ⑥ 体験型観光について、NPO法人「TAMASU」を中心とした大和村集落まるごと体験協議会と連携し、ブルーツーリズムの推進に取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、

- ① 村内商店における経営状況が厳しい中、村独自の元気度アップポイント事業を拡大継続し、村内商店の利用促進を図るほか、あまみ商工会への助成を行い、商工会による経営改善普及指導等を支援します。また、鹿児島産業支援センターや奄美群島広域事務組合が実施している創業支援補助の周知に努めてまいります。
- ② 年々青年団が減少し、その運営自体苦慮している連合青年団主催の「ひらとみ祭り」については、助成の拡大を図り、開催準備等について積極的に支援を行い、来場者の大和村へのイメージアップにつながるよう、全面的な協力体制で取り組みます。

3点目は、「企業誘致による雇用促進と住宅整備や空き家改修による定住対策の

強化」についてであります。

企業誘致の推進につきましては、平成30年度に改正した大和村企業誘致立地等促進条例の周知を行い、環境整備の充実に図りながら、企業誘致の実現に向けて取り組みます。

また、令和2年度は平成27年度に策定した「大和村ひと・まち・しごと総合戦略」の更新年度にもあたることから、過去5年の事業評価検証に基づき、各種施策をさらに強化して取り組みます。

定住促進対策につきましては、村独自の住宅改修助成制度を設け、空き家改修での定住住宅確保を実施しておりますが、その要望も多くあることから、引き続き継続することで、移住定住への取り組みを強化し、大和村まち・ひと・しごと総合戦略で設定した、将来目標人口の実現に向けて、各種支援策を進めてまいりたいと考えております。

- ① 出産祝金をはじめ、育児助成金、新築住宅助成金、里親助成金、今里親子留学助成金等の交付を引き続き行い、子育て支援に取り組みます。
- ② 人口減少対策として、転出した村出身者のUターンを促進するため、大和村振興基金奨学金利用者を対象として、大和村へUターンした場合は、その返済に対しての助成を実施し、その制度に対しての周知を推進してまいります。
- ③ 住宅の確保については、定住促進住宅1棟を新築するほか、空き住宅や空き家を活用することで、更なる住居の確保に努めてまいります。
- ④ 公営住宅については、「大和村公営住宅等長寿命化計画」により、年次的に修繕等を行いながら、住居の安全性の確保に努めます。
- ⑤ 個人が行う住宅改修に対する助成制度を継続実施するとともに、村として借入れ住宅の推進を図り、集落内空き家の解消と有効活用、転入者の住居の確保、村内居住者の転出抑制に努めます。
- ⑥ 村営住宅家賃助成制度を引き続き実施し、低所得者向け住宅からの転出抑制に努め、入居者に快適な住環境を提供することに努めます。
- ⑦ 本村在住のIターン者から本村の魅力や不足していることなどに対する意見を聴取する場を設け、定住促進に活かす取り組みを行います。

4点目は、「子育て支援の推進」についてであります。

全ての村民が、安心して生きがいのある生活を送るには、健康が大切であります。そのために村民の健康管理の支援を行うとともに、子育て支援を拡充するほか、子どもの学習意欲向上のため教育環境の充実に努め、人間性豊かな人づくりに努めて

まいります。

- ① 平成29年度から実施しております0歳から2歳の子どもを受け入れる、まほろば保育園移設に伴い、受入幼児の拡大を図り、大和村に住んでみたいと思えるような環境を整え、子育て支援の強化に努めます。併せて、村外の認可保育施設等を利用する保護者に保育料の助成を継続し、子育て支援の充実を図ります。
- ② 平成29年度から準要保護世帯と一般世帯への就学援助費を増額いたしました。令和2年度においても、引き続き準要保護世帯の学校給食費の全額助成を行うことと併せて、準要保護世帯新入学児童生徒学用品費の入学前支給を継続実施し、子育て支援の強化に努めます。
- ③ 乳幼児から高校卒業時までの医療費無料化を引き続き実施し、安心して子育てができる環境の整備に努めます。
- ④ 少子化対策は重要な課題でありますので、引き続き延長保育や土曜保育を実施するほか、放課後児童クラブへの助成を継続し、関係機関と連携を行い、クラブの充実を推進するとともに、村単独の出産祝い金や育児助成金を支給し、子育て支援を行います。
- ⑤ 各学校におけるICT環境の整備充実及び授業の充実を図るため、令和元年度に行った無線LANの整備及び学校共有サーバーの活用を図り、教育環境の充実を図ります。
- ⑥ 学校教育の補完的役割を目的として、学ぶ機会を増やし、子どもたちの可能性を更に伸ばすことと、保護者の負担軽減を図るため、離島にいても都市部と同等の教育を受けられるように、インターネットを活用した学習塾を実施してまいりましたが、その対象学年の拡大を図り、更なる充実に向けてまいります。
- ⑦ 村内における児童生徒を対象に、未来に羽ばたく「大和っ子」を育むため、郷土の自然や文化等にふれる体験活動を支援する「大和っ子スクール」の実施や、子どもたちが本村の地域や社会について主体的に考え、村政への関心を高めるため、令和2年度においても「子ども議会」を開催いたします。
- ⑧ 公民館講座については、役場庁舎耐震改修工事に伴い、防災センターから各集落公民館へ移行されますが、講座受講に支障をきたさないように、計画的な周知を行い、生涯学習の推進に努めます。また、村民の学ぶ機会を増やすため新たな講座の開講についても取り組んでまいります。
- ⑨ 令和2年度は、国内においてはオリンピック・パラリンピックが開催され、

鹿児島県内においては「国体」が開催されます。村内においても多くの村民が参加できるスポーツイベント等の開催により、村民の健康増進に努めます。特に、年々村内外からの参加者が増加し、一大イベントとして定着している「まほろば大和ウォーキング大会」についても、周知を拡大して行い、大会の継続に努めます。

- ⑩ 本村の郷土芸能や伝統行事の保存活動に努めます。
- ⑪ 本村の歴史、民族、文化・文化財等の管理・保存や情報発信の拠点となる施設の建設に向け、調査及び庁舎内検討を行ってまいります。
- ⑫ 県指定文化財である群倉の保存については、屋根葺き替え用のリュウキュウチクを確保し、安定的な資材の確保を行いながら、葺き替え技術の伝承のため後継者育成について取り組むとともに、計画的な屋根の葺き替えを実施してまいります。
- ⑬ 各学校の校舎の危険箇所については、随時、点検を行い、修繕等を実施するとともに、年次的に取り組んでいる各小学校の運動用具についても計画的に設置し、児童生徒の学びやすい環境の整備を図るほか、村直営でのスクールバス運行についても継続し、児童生徒の通学を安全・安心なものとして取り組んでまいります。
- ⑭ 外国語教育の充実に向けALTを全学校に派遣し、外国語活動、外国語科の円滑な実施と、小学校と中学校とのスムーズな接続に取り組みます。

5点目は、「道路交通網、情報通信網、生活環境の整備促進」についてであります。

生活の基盤である道路交通網や情報通信体系、集落内の生活環境の整備等については、本村の活性化に最も重要な社会基盤であるため、更に整備の促進を図ります。

道路交通網の整備につきましては、

- ① 奄美市名瀬までの往復路線バスが廃止されたことに伴い、バス事業者への運行委託を継続し、村民の交通手段の確保に努めてまいります。
- ② 本村の農業拠点である福元地区や奄美フォレストポリスへのアクセス道路である、村道大棚名音線道路改良事業を継続して行い、アクセス道路としての機能を高めることにより、観光及び農地の利用促進を図ります。
- ③ 市町村間の観光振興の連携を図るため、奄美フォレストポリスから宇検村へと通じる村道福元湯湾線の道路改良工事を継続して行い、地域間の交通の利便性向上に努めます。



- ④ 橋梁点検に基づき、老朽化した湯湾釜地区の里橋、今里地区の今里橋の補修工事等を行い施設の安定化を図ります。
- ⑤ 本村の観光拠点であるフォレストポリスへ通ずる村道マテリア線の一部舗装の補修を行い、通行の安全を図ります。
- ⑥ 村道等の除草や路面補修等の維持補修に努め、安全で快適な通行を図ります。
- ⑦ 主要地方道名瀬瀬戸内線の、大金久・戸円間のバイパス整備の早期着手に向けて関係機関と連携して取り組んでまいります。
- ⑧ 生活道路対策として、名音地区の通学路や生活道路の排水対策及び舗装補修並びに、大柵地区の通学路や生活道路の排水対策及び舗装補修計画を策定して、通行の安全確保を図ってまいります。

情報通信網の整備につきましては、

- ① 光ケーブル高速通信網の整備については、村内全域で整備が完了し、村内における観光地や主要施設への公衆無線LANの整備については、令和2年度より、計画的に公衆無線LAN設置に向けて取り組んでまいります。
- ② 奄美FMについては、多くの村民が聴取する情報源として大変有効な手段であるため、広報やまとラジオ便の活用など、大和村としての独自性を活かした身近な生活情報や災害時の防災情報など、村の情報を積極的に提供し、村の広報・PRに努めます。
- ③ 広報やまとの更なる充実や、防災行政無線等による広報活動、SNS等を活用し、効果的な情報発信に努めてまいります。
- ④ 村のホームページ運用については、令和2年度においても、「見やすさ」、「使いやすさ」、「探しやすさ」を追求し、村内の観光情報やイベント情報などを更新するとともに、より魅力のある、効果的な情報の発信に努めます。

生活環境の整備につきましては、

- ① 住環境及び自然環境保全の観点から、生活排水処理対策として、農業集落排水事業による東部地区と中部地区の早期完成を目指して、衛生的で快適な生活環境整備を進めるとともに、供用開始地区における加入率の向上に取り組みます。また、名音地区の集落排水施設を農業集落排水施設へ移管することにより、一体的な機能強化事業実施に向けた準備を行います。
- ② 簡易水道事業につきましては、自然災害時に素早く対応するため、上水道施設の環境整備を図り、同時に施設や機器の機能強化に努めます。
- ③ ごみの分別収集を行い、資源ごみのリサイクル促進を図り、ごみの減量化に

努めます。また、村民が快適で健康的な生活が送れるよう、ゴミの分別に関する知識の普及に努めるとともに、大量発生する可能性のあるヤスデの駆除対策として、山裾や公共部分（道路、法面等）の薬剤散布に努めてまいります。

- ④ 集落内の野良猫対策につきましては、TNR事業を継続して実施するとともに、世界自然遺産登録を見据え、ノネコ対策についても関係機関と連携して、猫対策事業を推進してまいります。
- ⑤ 大和村地球温暖化実行計画に基づき、公共施設等の空調機等の使用電力抑制を図り、併せて温室効果ガスの抑制に努めてまいります。
- ⑥ 海岸漂着物回収事業を継続して行い、定期的な巡視により、漂着ごみの迅速な回収に努め、海浜景観の維持向上に努めます。

6点目は、「世界自然遺産登録を見据えた観光振興と自然保護活動の推進」についてであります。

観光の振興につきましては、これまで、奄美群島は国立公園指定後の注目度の高さや、関東・関西からの格安航空路線の就航、また、NHK大河ドラマ「西郷どん」の放送に伴うオープニングで宮古崎が放映されたことで、村外から多くの方が訪れ全国へ大和村を発信できたことにより、今なお多くの方が大和村を訪れているところであります。そういった中で、令和2年度は世界自然遺産登録を見据え、より一層の交流人口の増が見込まれ、大和村としても受入体制の整備や関係団体との連携を図り、観光推進の強化に取り組んでまいります。

- ① 皇室献上品である、スモモの更なるブランド化と品質管理を徹底し、引き続きトップセールスによる、本村の特産品の販売キャンペーン及び観光資源のPRを、交流自治体である神奈川県大和市、東京都板橋区のほか、鹿児島・関西・関東などで行い、販路の需要安定化に努めるとともに、神奈川県大和市においては、現地ラジオの「FMやまと」を通じて、本村の特産品の販売活動や観光情報を放送することで、更なる交流促進への周知活動にも努めてまいります。
- ② あまみ大島観光物産連盟と連携を図り、観光客における受入体制の情報を共有するとともに、村内における「あまみシマ博覧会」出展者への助成を継続し、本村の観光商品を掲載し誘客を図るほか、地域に埋もれた観光資源である新たな体験プログラムの発掘に取り組みます。
- ③ 奄美フォレストポリスの管理については、指定管理者との連携を基に、利用者へのサービス向上を図り、来園者が増加傾向にある中、大島本島内における

自然の観光拠点のコア地域でもある「湯湾岳」への入り込み客増を考慮した、村独自の各種イベントの開催やスポーツ合宿等を推奨し、奄美フォレストポリスの利用促進を図りながら、経営の安定に努めてまいります。

- ④ 県の「魅力ある観光地づくり事業」を今後とも活用するとともに、令和元年度に開通した「世界自然遺産奄美トレイルコース大和村エリア」と連携した観光ルートを構築し、村内の新たな観光素材と捉え、その情報を発信することで村内観光の充実を図ります。
- ⑤ 令和元年度に設立された「大和村集落まるごと体験協議会」への支援を継続実施し、村内の「体験・宿泊・食事」を連携させることで、村内観光の効率的な外貨獲得へ向けた受入体制づくりに取り組みます。
- ⑥ 交流人口の拡大につながる全国版のスポーツイベントである、ジャングルトレイルやチャレンジサイクル等のイベントについては、今後も開催について支援を行い、村のPR等につなげてまいります。
- ⑦ 大和村の魅力を発信するため、観光ガイドブックやドライブマップの活用及びホームページでの観光情報掲載を充実させることで、現在ある資源の有効活用に努めます。
- ⑧ 奄美満喫ツアーを利用した本村への誘致活動を行い、交流人口の増加とそのリピーターの確保に努めます。また、東京の和光高校や明治大学、鹿児島国際大学等との交流を継続し、大和村ファンの育成や若者目線での意見を聴取する場を設け、観光振興に活かす取り組みを行います。
- ⑨ 本村の観光大使の「城南海」さんや「つむぎんちゅ」、「奄美島唄デュオ：すもも」を活用し、全国へ向け本村のPRやイベント実施についても取り組みます。

自然保護に関する取り組みにつきましては、

- ① 環境省を中心に、鹿児島・沖縄両県をはじめ、群島内各市町村と連携して、コア地域における自然保護に対する管理の充実に取り組みます。
- ② 奄美大島自然保護協議会における新たな取り組みや、奄美野生生物保護センター等と連携し、自然保護思想の普及啓発に努めます。
- ③ 植生破壊等による生態系への被害を防止するため、継続してヤギ被害防除対策事業によりノヤギの駆除を実施するほか、ノイヌ、ノネコ対策についても関係機関と連携して取り組みます。また、希少種の生息を脅かす外来種については、関係機関と協力し駆除作業を行います。

- ④ 特別天然記念物であるアマミノクロウサギの研究飼育施設の建設については、専門委員会を継続して開催し、施設の整備に向けた検討を進めてまいります。また併せて、傷病希少動物の保護や生態観察のための施設整備についても、関係機関と連携を図り検討を進めます。

7点目は「安全・安心な大和村づくり」についてであります。

福祉の充実のために、

- ① 大和診療所をはじめ、県など関係機関と連携して、各種検診受診の向上を図るとともに、健康教育及び生活習慣病に対する訪問指導の強化における個人レベルでの健康づくりの意識の向上など、健康増進をサポートできる環境づくりに努めます。
- ② 介護保険については、令和2年度に第8期の介護保険事業計画を策定し、地域包括支援センターを中心に、集落介護予防教室やタラソ利用助成などを継続しながら健康増進活動を実施することで、村民の介護予防意識の向上に努めます。
- ③ 居宅介護支援事業所・大和診療所等と連携を密にしながら、訪問指導や健康相談等を充実させ、個々の健康意識を高め医療費の抑制に努めます。
- ④ 福祉の充実と、高齢者等の安全・安心な生活支援、在宅訪問サービス等の充実・強化を図ることと併せて、社会福祉協議会の運営については、介護支援専門員の増員を図るための支援を行いながら、より一層の住民サービス向上への連携協力を図ってまいります。
- ⑤ 高齢者の社会参加を促進し、健康寿命を延伸することや、福祉の増進を図るため、老人クラブへの育成補助及び各種大会への参加を支援します。
- ⑥ 大和の園については、地域に信頼される施設として、職員の資質向上のための研修等を重ね、入所者が受けたい介護サービスの提供を行うとともに、居宅介護支援事業所や地域連携室との連携を図りながら、ベッド稼働率の向上に努めます。また、入所者の身体機能の現状維持や悪化防止を図るため、機能訓練等の充実に取り組みます。その他、施設の運営につきましても、村内における居宅介護のあり方とあわせた「あり方検討会」を実施してきた中で、その計画案の実現に向けた体制づくりに取り組んでまいります。
- ⑦ 住民主体の地域福祉を推進するため、これまでの地域支え合い活動の検証を行うなど、集落の実情にあった住民主体の取り組みを継続支援いたします。
- ⑧ 障害者等の行き場づくり事業に対し、継続して支援を行い活動の充実に努め

ます。

- ⑨ 高齢者の自主的な健康づくりや社会参加活動に対して、ポイントを付与し、高齢者の健康維持や介護予防への取り組みを支援する、元気度アップポイント事業を継続して実施いたします。
- ⑩ 地域医療については、疾病の予防、早期発見・早期治療を推進し、大和診療所を中心として、医療体制の充実に努め、地域包括支援センターと連携し、村民の健康増進を図ります。

防災力の強化に関する取り組みにつきましては、

- ① 村民の防災意識を高め、災害時に迅速・的確に行動ができることと併せて、安全・安心に暮らせる確保のため、大和村地域防災計画の見直しを行いました。今後も、消防や集落、各関係機関と連携し、全村民を対象とした総合防災訓練等を計画的に実施し、村民の防災意識の向上に努めます。
- ② これまでに整備してきた、防災行政無線、緊急速報メール、衛星携帯電話等を有効に活用できるよう訓練を重ねるとともに、関係機関との情報共有の連携強化に努めます。
- ③ 本村の自主防災組織が、緊急時に効率的に機能できるよう組織の育成 強化のために、自主防災組織が主体となった防災訓練の実施について、大和消防分駐所と消防団、各集落と連携して取り組みます。
- ④ 災害時の避難施設である集落公民館等については、避難所としての防災機能の向上が図られましたが、今後も避難所としての機能充実のため、地元の意見収集に努めながら、年次的に整備できるよう取り組んでまいります。
- ⑤ 災害から村民の生命・財産を守り、安全・安心に暮らしていけるように、全国的に発生している、豪雨や大地震での自然災害を教訓に、大和村地域防災計画に沿って、災害に強い村づくりに努めます。
- ⑥ 近年、自然災害が多く発生している中、消防本部を主とした連携を強化するとともに、消防団員の確保と処遇についても消防団員の資機材取扱に対する新たな支援を行い、団員の意識の高揚にも取り組んでまいります。
- ⑦ 急傾斜地崩壊対策事業や高潮対策事業については、鹿児島県と連携を図り、継続事業の事業促進に努め、村民の生命・財産を守ります。
- ⑧ 役場庁舎耐震化については、庁舎内検討を実施した中で、その計画に基づき、改修及び長寿命化に向けて取り組んで行くとともに、庁舎の工事期間における業務移行につきましては、スムーズな移行により住民サービスに支障がないよ

う取り組んでまいります。

以上、村政の基本方針と主要施策の概要を申し上げます。私の目標とする施策の成果は、まだ道半ばであります。これからも初心を忘れることなく本村の発展のために全力を傾注してまいりたいと考えております。併せまして、世界自然遺産登録を見据え、地域資源を活かした本村の活性化に着実につながるよう、受入体制への充実強化に努めてまいりたいと考えております。

令和2年度も厳しい財政状況ではありますが、地方創生の2期目に入ります「大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を最大限活かすことが「小さくとも光り輝く村づくり」の実現につながり、効率的な予算執行のもとで、所期の目的を達成すべく、全職員とともに、村民が主役であることを第一に考え、村民とともに夢を持ち、村民幸福度の向上を図るとともに、明るく心豊かな「まほろば大和」の創造を目指し取り組んでまいります。

そして、先人が築き上げた功績を守りながら、「豊かな自然や伝統文化」を継承し、後世に残していくための施策を講じてまいりますとともに、大和村の基本理念である「自然と共生し、安心して住みよい村づくり」を実現するために全力で取り組んでまいり所存であります。

これからも、村政の運営については、村民の立場に立つて行うことを基本とし、施策実現のために全力を傾注してまいり所存でございますので、村議会並びに村民の皆様方の更なる御支援・御協力を賜りますようお願いを申し上げます。施政方針とさせていただきます。

#### ○総務課長（政村勇二君）

令和2年度大和村一般会計予算について、内容の御説明を申し上げます。

令和2年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億5,017万4,000円で、前年度当初比3億1,651万円の増額予算にしようとするものであります。

予算の概要につきましては、村長の施政方針の中でも申し上げておりますが、詳細につきましては予算審査特別委員会におきまして、御質問により御説明させていただきます。よろしく御願申し上げます。

#### ○住民税務課長（三宅正剛君）

令和2年度特別会計について、内容の説明を申し上げます。

議案第10号、令和2年度大和村簡易水道事業特別会計予算及び議案第14号、令和2年度大和村集落排水事業特別会計予算について、以上2件の特別会計につきましては、お手元にお配りしてあります資料のとおりでございます。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において、御質問により説明させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

**○保健福祉課長（早川理恵君）**

令和2年度特別会計について、内容の御説明を申し上げます。

議案第11号、令和2年度大和村国民健康保険特別会計予算について、議案第12号、令和2年度大和村大和診療所特別会計予算について、議案第13号、令和2年度大和村介護保険特別会計予算について、議案第16号、令和2年度大和村後期後継者医療特別会計予算について、以上4件の特別会計につきましては、お配りしております資料のとおりでございます。

詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして、御質問により説明させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

**○大和の園園長（勝 健一郎君）**

令和2年度特別会計について、内容の御説明を申し上げます。

議案第15号、令和2年度大和村大和の園特別会計予算については、お手元の資料のとおりでございます。

詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして、御質問により御説明させていただきたいと思っております。

**○議長（勝山浩平君）**

ただいま令和2年度各会計予算の概要説明がありました。この後設置されます予算審査特別委員会において詳細な審議を行う予定にしております。

したがって、本日は総務建設委員長の大綱質疑のみにしたいと思っておりますが、これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（勝山浩平君）**

異議なしと認めます。

したがって、令和2年度各会計予算に対する質疑については、総務建設委員長の大綱質疑のみを行うことに決定をいたしました。

それでは、2番、重信安男総務建設委員長の大綱質疑を許可いたします。

**○2番（重信安男君）**

皆さん、こんにちは。

令和2年第1回定例会にあたり、ただいま村長から令和2年度施政方針及び予算説明がありましたので、提案に対しましての大綱質疑を行います。

質疑の前に、私ども議員の任期最後の定例会となりました。私は新人議員でありましたが、同僚議員及び村長をはじめ、当局職員の御指導により、4年間務めることができました。壇上からではありますが、御礼申し上げます。また、今後ともよろしく願いいたします。

さて、国は基本方針の中でアベノミクスの推進により、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達し、雇用・所得環境も改善され、景気感の地域間のばらつきも小さくなっていると言っていますが、本村や奄美大島全体において、どれくらいの方が景気が良くなったかと思っております。疑問でなりません。そうした中、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、引き続き2025年度の財政健全化目標達成を目指し、予算編成を行っています。

また、県の予算においては、扶助費の増加や公債費が高水準で推移するなど厳しい状況の中、行財政運営戦略を踏まえた行財政改革を着実に進めながら、財源不足の生じない予算編成がなされております。そうした中、子育て支援や高齢者の生き生き支援など県民福祉の向上、基幹産業である観光、農林水産業のさらなる飛躍など、「鹿児島だから幸せ」を実感できるための予算編成を行っています。

そのような中、本村においては「大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の評価、検証を行っており、4つの基本目標を掲げ、その達成に向けて計画的に進めていくとのことです。これまで同様「自然と共生し、安心して住みよい村づくり」を基本理念に、次の7つの基本方針「行財政改革の推進」、「農林水産業の振興と特産品開発による地域活性化の推進」、「企業誘致による雇用促進と住宅整備や空き家改修による定住対策の強化」、「子育て支援の推進」、「道路交通網、情報通信網、生活環境の整備促進」、「世界自然遺産登録を見据えた観光振興と自然保護活動の推進」、「安全・安心な大和村づくり」を柱に、構造的な財源不足の中、村民の福祉向上を図るための予算が編成されております。

一般会計予算総額において、前年度当初比11.2%、3億1,651万円増の31億5,017万4,000円の予算編成となっております。

予算概要を見ますと、歳入においては、地方交付税など依存財源は82.1%を占め、25億8,739万1,000円となっておりますが、健全財政の一つの目安となる村税などの自主財源については、前年度より1,879万5,000円減額し、基金繰入金が前年度から1,578万円と増えており、大変厳しい予算編成だったと思われま。

一方、歳出においては、社会資本整備総合交付金事業における大棚名音線、福元湯湾線改良事業や観光施設整備事業及び村営住宅建設事業並びに庁舎耐震改修事業



などの固定的資本形成に向けられる投資的経費は、前年度比3億2,310万6,000円増額され、総額で9億5,057万5,000円となっており、前年度同様に村民の生活基盤整備に向けた取り組みが現れています。

そこで、令和2年度当初予算の主要施策について伺います。

まず歳入についてですが、本村の歳入の82.1%を依存財源に頼らなければならない状況の中、県の資料で平成30年度市町村税徴収率の確定値が示され、大和村が99.0%で、一昨年度から3年連続で1位となっております。各種税及び使用料並びに未収金について、総務課、住民税務課、保健福祉課で連携を図り、徴収体制の強化を図っておられ、担当職員も夜間徴収や休日の徴収など努力をされていますが、職員が同じ意識のもとで徴収に当たっているのか、村長はどのように思われますか、答弁を求めます。

次に、施政方針の中で述べられておりますが、路線バスの廃止に伴うバス運行の委託費が5,140万円ではありますが、これに対する国・県の助成等はあるのでしょうか。また、新年度から始まります会計年度任用制度における人件費総額はいくらか、人件費に対する財政措置はあるのか併せて伺います。

観光振興についてであります。今年は東京オリンピック・パラリンピック、鹿児島県においても国民体育大会と、大きなスポーツの祭典が開催されますが、私たちにとって何といても「奄美大島・徳之島・沖縄島北部・西表島」の世界自然遺産登録であります。登録決定後の湯湾岳を中心としたフォレストポリス一帯や、宮古崎への観光客受け入れに対する具体的な計画はあるのか。また、以前からも話が出ていますが、本村には食事をするところが少ない状況にあります。既存の飲食店を含め、まほろば館での食事提供はできないのか併せて答弁を求めます。

次に、農林水産業について伺います。

施政方針でも示していますが、農家への手厚い助成に対しては多くの農家が感謝していると思います。追跡調査を行うとのことですので、出荷量が伸びない原因や、共販出荷をする農家へのさらなる助成により出荷量が増えるのではないかとと思われるが、村長はどのように思われますか。また、水産物加工施設の本格的な稼働はなされているのか、本年度の具体的方針があるのか答弁を求めます。

最後に、定住対策及び各種助成について伺います。今年度も木造住宅の建設や空き家改修が計画されています。また、子育て対策に対する手当についても、出生から就学世帯への助成、高校生の通学に対する助成、独自の奨学金制度等、ほかに類を見ない政策、制度だと思えます。村内の方は分かっていますが、村外へのアピー

ルが少ない気がします。現在インターネットだけなのか、SNSやインスタグラム等の活用はできないのか、PRの場所を増やす対策はないのか村長の答弁を求めます。

以上、令和2年度施政方針並びに予算案に対する大綱質疑といたします。

#### ○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの大綱質疑にお答えをいたします。

令和2年度当初予算の主要施策について、お答えをいたします。

まず、「徴収体制における職員の意識について」でございますが、徴収の主管課である、総務課・住民税務課・保健福祉課の3つの課では、担当職員が主に徴収業務を行っており、その関係課の職員合同で徴収に努めております。もちろん、主管課内においては、担当職員以外の職員についても、情報と認識の共有が図れるように努めているところであります。その他、毎月実施されます課長会において、徴収業務に関しましては、現在の状況を報告させ、各管理職から主管課以外の職員へも周知を図ることで、村として取り組んでいる状況の情報共有を図り、意識の向上に努めているほか、滞納者との面談を行いながら改善策に努め、今後も根気強く対応することで、村民に対して不公平感のないよう収納率の向上に努めてまいりたいと思います。

次に、「路線バス廃止に伴う国・県の助成制度があるのかについて」でございますが、令和2年度から県の地方公共交通対策補助金や高校生通学バス補助金など、適用される見込みとなっております。また、特別交付税においても申請ができることとなっておりますが、元年度においては確定されていないところであり、新年度における補助金申請となることから、補助額につきましては現在のところ未定になっているところであります。

次に、「会計年度任用職員制度について」でございますが、令和元年度における臨時職員数は、庁舎内外含めまして90名の方に従事していただいております。令和2年度の会計年度任用職員制度の開始にあたりましても、行政運営をしていく中で必要な従事者の数であることから、今年度同様の90名を予定しているところであります。人件費の総額につきましては、1億9,977万円となっております。これは令和元年度分の人件費と比較しまして、特別会計も含めると約2,500万円の増額となっております。また、その人件費に対する予算措置につきましては、国として総額1,740億円を地方交付税で措置をする方針と一部報道もありますが、具体的な算定方法につきましては、今のところ明確な通達などはない状況でございます。

次に「フォレストポリス・宮古崎への観光客受入の具体的計画について」ですが、湯湾岳は世界自然遺産登録を目指す中で、推薦地・緩衝地帯に位置しております。しかし、その周辺地帯においては、急激な利用者の増加に伴い、自然環境の保全に係る利用マナーに課題が生じており、自然環境における管理のあり方について、環境省や宇検村をはじめ、地域住民や関係団体との利用ルールに関する合意形成について意見交換会を行っているところであります。また、フォレストポリスにおいては、観光客受入のための簡易ログハウス等の整備を計画しているほか、宮古崎につきましては、今後、新たな案内板の設置や、現在増えている情報誌等の取材協力を継続していくことで、観光客の誘致を図っていきたいと思います。

次に、「まほろば館の食事提供について」ですが、まほろば館での食事の提供につきましては、必要なことだと認識はしておりますが、現在の施設の状況では食事の提供は困難だと考えております。しかし、将来的には「まほろば館」周辺を中心とした「道の駅構想」の中で、食事を提供するスペースの確保は必須だと認識をしているところであり、その実現に向けて計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、「農家助成に伴う追跡調査後の更なる助成による出荷量増について」ですが、近年のスモモ生産量減少の理由はいろいろあると考えておりますが、肥料が高いため基準量の施肥ができていないというのも一つの理由だと考えているところであります。そのため、これまで全農家一律の助成であった従来の肥料助成制度を、令和元年度から栽培面積に応じた形の制度に改めたところであります。更に、令和2年度からは生産量を増加させるため、スモモ、タンカンに必要な4種類の肥料に限り、助成額を1袋500円から800円に増額するよう予算計上させていただいているところであります。

次に、「水産加工施設の稼働状況及び具体的方針について」ですが、昨年5月18日に水産加工施設「いしょむん館」として落成をいたしました。落成直後は、大和村沖でとれたトビウオを加工施設で処理し、神奈川県大和市で販売を実施いたしました。その後、県の「浜の担い手育成支援事業」を活用いたしまして、水産物加工グループ「いしょむん海」を設立し、水産技術センター職員の指導のもと、商品開発等に取り組んでいるところであります。いしょむん海の活動につきましては、年末のひらとみ朝市や大和まほろば館、大和商店でソデイカを使った商品を販売しており、今年2月には、大和市でのタンカン祭りにおいて、「ソデイカの味噌づけ」を販売し、好評をいただいたところであります。令和2年度につきま

しては、加工施設においてトビウオの加工をはじめ、地場産の水産物を活用した新商品の開発・販売に努めるほか、ブルーツーリズムや地産地消・魚食普及の拠点施設として本格的に稼働できるように取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、「各種助成制度に伴うPRの場所を増やす対策について」であります。現在、村のホームページや奄美群島の移住支援サイトなど、インターネットが村外へのPRの主な手段となっておりますが、まずは村のフェイスブックによる活用等の検討もしてまいりたいと思います。

以上、大綱質疑の答弁とさせていただきます。

**○2番（重信安男君）**

ただいま村長から答弁をいただきましたが、詳細につきましては、この後、設置されます予算審査特別委員会の中で質すことといたし、これで私の大綱質疑を終わります。

**○議長（勝山浩平君）**

これで大綱質疑を終わります。

また、大変申し訳ないんですけど、トイレなどのため、しばらく休憩をさせてください。午後4時20分から再開いたしたいと思います。よろしくお願ひします。

-----○-----

休憩 午後4時14分

再開 午後4時21分

-----○-----

**○議長（勝山浩平君）**

どうも申し訳ありませんでした。では、再開いたします。

-----○-----

**日程第21 令和2年度予算審査特別委員会の設置について**

**○議長（勝山浩平君）**

日程第21、令和2年度予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。お諮りいたします。

議案第9号、令和2年度大和村一般会計予算及び議案第10号から議案第16号までの令和2年度各特別会計予算について、以上の8件については議長を除く7名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することにししたいと思います。御異議はありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号から議案第16号までの8件の議案については、議長を除く7名の委員で構成をする予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定をいたしました。

なお、特別委員会の委員長及び副委員長につきましては、午前中の全員協議会において互選を済ませておりますので、結果を報告いたします。

委員長に重信安男君、副委員長に前田清和君が決定をいたしております。

-----○-----

日程第22 議案第17号 大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（勝山浩平君）

日程第22、議案第17号、大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

地方公務員法の改正に伴い、非常勤特別職である事務嘱託員への任用方法が変わるため、本条例から事務嘱託員への支給についての内容を削除することから、御提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

現在、事務嘱託員は非常勤特別職の公務員であります。令和2年4月から施行されます改正地方公務員法により、非常勤特別職の任用が厳格されることに伴い、事務嘱託員はその任用には該当しないこととなります。

これまで月額で支給していた報酬が報償で支払いとなりますので、つきましては本条例から事務嘱託員に関する条文及び別表を削除する改正内容となっております。

御審議方、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（前田清和君）

午前中、全協で説明いただいて、内容が変わるというのは理解させていただきました。その後に総務課長が、現事務嘱託員の報酬の金額を持ってきていただいて、ちょっとそのときに確認しておけば質疑することはなかったんですけど、志戸勘集落は事務嘱託員は今里集落が兼任しているというふうに理解しているんですけど、この志戸勘集落に対して、現在6万5,800円、4月以降は7万2,300円という報酬が書いてあるんですが、この志戸勘集落の報酬というのは、今里集落の区長さんのほうに入っているんですかね。

○総務課長（政村勇二君）

志戸勘集落における事務嘱託員の今現在の報酬の支給の仕方なんですけれども、実際、志戸勘集落には事務嘱託員がいなく、今里の事務嘱託員の方がその文書の配布等をしていただいております。実際、現在の報酬条例にもありますが、今里の事務嘱託員からの申し出、またこちらとの協議により、現在1万円、この報酬条例ではなく、1万円の支給で対応させていただきますという申し出がございまして、そちらのほうで対応しております。ですので、今里集落の事務嘱託員の報酬プラス志戸勘においては1万円の支給として対応させていただいております。現在、また4月からその事務嘱託員の推薦をというところで集落に投じておりますが、その中でまた今里集落の事務嘱託員の方が志戸勘集落の事務嘱託員も兼ねることになれば、またそのときに協議していければというふうに思っております。

○議長（勝山浩平君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第23 議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（勝山浩平君）

日程第23、議案第18号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

第8次地方分権一括法により、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）の改正に伴い、保証人及び償還方法について、所要の規定の整備を図りたく、御提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

本村では、災害弔慰金の支給に関する法律に基づき、災害弔慰金の支給等に関する条例を定め、自然災害より災害を受けた世帯に災害援護資金の貸付けを行うこととしています。

この度、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴い、保証人の要件緩和及び償還方法の拡充について整備をするものでございます。

御審議方、よろしく御願い申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしとします。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第24 議案第19号 大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（勝山浩平君）

日程第24、議案第19号、大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

定常促進住宅の借り上げにより、大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、御提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。



○総務課長（政村勇二君）

大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

津名久地区における定住促進住宅の借り上げに伴い、新たに定住促進住宅の名称及び位置並びに月額家賃を設定する必要が生じたことにより、改正しようとするものでございます。

御審議方、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしとします。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第25 議案第20号 大和村辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（勝山浩平君）

日程第25、議案第20号、大和村辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村辺地に係る総合整備計画の変更について、提案の理由を申し上げます。  
辺地に係る公共的施設も総合整備のための税制上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、御提案をいたします。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

**○企画観光課長（森永 学君）**

大和村辺地に係る総合整備計画の変更について、内容の説明を申し上げます。

大和村辺地に係る総合整備計画につきましては、平成30年度から令和4年度までの5年間で策定しておりますが、新たな事業の追加や事業費の増等が生じた場合は、その都度、整備計画の変更を行うこととなっているところでございます。

今回は、里橋橋梁補修事業、今里橋橋梁補修事業、村道マテリア線舗装補修事業、生活道路対策エリア（名音工区）、生活道路対策エリア（大圃工区）を新たに計画に追加し、また事業費の調整を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

**○議長（勝山浩平君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（勝山浩平君）**

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（勝山浩平君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（勝山浩平君）**

異議なしとします。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第26 議案第21号 大島地区衛生組合格約の変更について

○議長（勝山浩平君）

日程第26、議案第21号、大島地区衛生組合格約の変更についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大島地区衛生組合格約の変更について、提案の理由を申し上げます。

大島地区衛生組合格約の変更につきましては、同組合の共同処理する事務変更に伴い、同組合格約を変更することについて協議をしたいので、地方自治法第290条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（三宅正剛君）

内容について、御説明申し上げます。

現在、大島地区衛生組合が行う組合の共同処理する事務に変更が生じたことに伴い、大島地区衛生組合の規約を変更することについて協議したいため、地方自治法290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしとします。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第27 議案第22号 大和まほろば館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（勝山浩平君）

日程第27、議案第22号、大和まほろば館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和まほろば館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

大和まほろば館の設置及び管理に関する条例について、大和まほろば館管理業務の一部で見直しが必要となりましたので、大和まほろば館の設置及び管理に関する条例の一部を改正を行いたく、御提案いたします。

内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○産業振興課長（郁島武正君）

内容を御説明いたします。

今回の改正の主な内容は、大和まほろば館の目的や事業、営業時間、休館日に関する規定等を明記したことと、これまでも指定管理者制度を導入可能な条文を盛り込んでおりましたが、地方自治法244条の2第8項に規定する利用料金等について、さらに詳細な条文を加えたこと、また大和まほろば館使用料を大和まほろば館加工施設使用料と、大和まほろば館直売所使用料の2つに分け、またこれまで使用時間を1時間、半日、1日単位としていたものを、時間単位だけに改正し、料金表を簡潔で分かりやすいものとする内容となっております。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○3番（藏 正君）

この指定管理者の文言を明確にしたとおっしゃっていますが、これは指定管理者制度にするという方向性があるということでしょうか。

○産業振興課長（郁島武正君）

まほろば館に限らず、水産物加工施設でもそうですけれども、将来、指定管理者制度を導入しても、そのまま使えるような内容の条例改正を行ったということでありまして、まだいつというのが明確に決まっているわけではございません。

○3番（藏 正君）

その間、総括の責任者とか、そういった方はこの規約の中に明記されていますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

今回の改正では、そのようなものはなくて、今、産業振興課内に担当が1人と、まほろば館の職員4名という体制のままです。今回の改正にはそれは含まれておりません。

○3番（藏 正君）

例えば、火元責任者とか、そういうちょっと危険物の取扱等もあるように思われますので、そのへんの責任者の配置というのはどうしても必要になってくるんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

それらの者につきましては、資格が必要ですので、職員なり、従業員なりが資格を持ってあっているところでございます。

○議長（勝山浩平君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしとします。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午後4時38分

# 第 1 回 大和村議会定例会

第 2 日

令和 2 年 3 月 1 5 日 (日)

大 和 村 議 会

## 令和2年第1回大和村議会定例会会議録

令和2年3月15日(日)

午前10時15分開議

### 1 議事日程

開議の宣告

日程第1 一般質問

散会の宣告

### 2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1番 前田清和君

2番 重信安男君

3番 藏正君

5番 勝山浩平君

6番 民文忠君

7番 池田幸一君

8番 宮田到君

9番 奥田忠廣君

### 3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

### 4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎一也君 書記 太純一君

### 5 説明のため出席した者の職氏名

村長 伊集院幼君 教育長 晨原弘久君

副村長 泉有智君 教委事務局長 福山茂君

総務課長 政村勇二君 企画観光課長 森永学君

建設課長 前田逸人君 産業振興課長兼農委事務局長 郁島武正君

教委指導主事 小原和博君 会計管理者兼会計課長 大石松美君

保健福祉課長兼大和診事務長 早川理恵君 住民税務課長 三宅正剛君

大和の園園長 勝健一郎君



開議 午前10時14分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問となっております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（勝山浩平君）

日程第1、ただいまより一般質問を行います。

通告順に従って、順次発言を許可いたします。

9番、奥田忠廣君。

○9番（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。

通告をいたしております要旨に従って質問をいたします。

はじめに、新型肺炎、コロナウイルス感染対策について質問をいたします。

中国武漢から始まった新型肺炎、コロナウイルス感染が世界各国へ拡散し、終息が見えない状況にあります。コロナウイルス感染拡大による経済危機が懸念され、世界経済に大きな影響を及ぼし、株価の下げ幅はバブル崩壊以来、30年振りの安値となり、特にニューヨーク株式市場の下げ幅も、ブラックマンデー以来、30年5カ月振りの下げ幅であります。

アメリカ、中国との経済的つながりの深い日本にとっては、深刻な影響がさまざまな業種に起きております。日本企業の中国法人にとっては、業績の減速は避けられない状況にあるといわれております。

7月にはオリンピック開催が迫る中、オリンピック開催1年延長提案などもあり、早急な感染終息が望まれますが、日本の状況は毎日、何人かの新たな患者が各地で発生している状況であります。幸いなことに、奄美では感染者は確認されておりましたが、沖縄では感染者が確認されております。奄美と沖縄は人の往来が多く、定期船は毎日入港しますし、飛行機も1日1往復便があります。奄美での感染が絶対にはないとはいえないのではないかと考えます。

もし、奄美で感染者が出た場合の対策、どのようになっているのか。国・県からの通達があるなら、どのような通達があるのか答弁を求めます。

日本各地で毎日のように感染者がテレビなどで発表され、WHO（世界保健機関）

は日本を含めた4カ国を最大の懸念する国であると発表しておりますが、先に申し上げましたように、奄美も近年、島外からの人の往来は多くなっております。

このようなことから、奄美にはコロナウイルス感染はなく、安全であるといえるのでしょうか。現在も含めた措置が全小中高の臨時休校であります。大和村の学童保育は閉鎖していないということですが、そのような中で保護者が子どもの感染を心配し、仕事を休職することについて、国は休職する保護者の所得減少対策で新たな助成金の創設を表明しましたが、中身の全体像が分かりにくく、理解できない状態が続いておりますが、雇用先へ1日8,330円の助成金を支給するとの発表だが、2月27日から3月31日までの期間なのか。幼児、小学生までとなっているが、制度説明はどのようになっているのか、説明を求めます。

次に、非正規職員の会計年度任用職員導入について、質問をいたします。非正規職員が会計年度任用職員へ移行する国の新制度が4月より導入されます。制度の目的は、現在の非正規職員の処遇改善であります。どのような改善がなされるのか、非正規職員から会計年度任用職員に転換した職員で不利益を被る会計年度任用職員はいないのか、2年度の予算にどのような処遇改善予算が計上されているのか答弁を求めます。

2017年、地方公務員法と地方自治法が改正され、2020年、すなわち令和2年4月から会計年度任用職員となります。総務省の会計年度任用職員制度の導入事務処理マニュアルに沿って準備が進められていると思いますが、本村は会計年度任用職員はフルタイムでなく、パートタイムになるようですが、現在の非正規職員は全員がパートタイムなのか、フルタイム職員もいるのか、答弁を求めます。

2月9日の新聞の中で、奄美市の会計年度任用職員の処遇改善について報道されていましたが、会計年度任用職員についてはパートタイムで事務補助、1日7.5時間を試算すると、2018年度の年額賃金148万7,000円に対し、制度移行後の初年度給与は183万1,000円、2018年度と比較し34万4,000円増収となる計算であります。奄美市と本村では賃金格差はほとんどないと考えますが、本村の人件費試算はどれほどの増額となるのか、答弁を求めます。

会計年度任用職員導入による説明は、議会全員協議会において何度か説明を総務課より受けておりますが、議会は制度導入により、現在の待遇より減額になる会計年度任用職員はいないのかと再三説明を求めている中で、そのような不利益を被ることにはならないとの説明を受けておりますが、聞くところによりますと、年収で減額になる会計年度任用職員が何人かいるということであり、説明のとおり、

減額になる会計年度任用職員はいないと理解してもいいのか、答弁を求めます。

以上、壇上より質問し、答弁後に自席より再質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。

本日は、日曜議会ということで、傍聴者の皆様にもお越しいただいて、ありがとうございます。

それでは、ただいまの奥田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、新型肺炎、コロナウイルスの感染対策についての通達があるかとの御質問でございますが、現在、御案内のとおり、マスコミ等で連日報道されていますように、新型コロナウイルス感染症が世界中で拡大をしており、日本におきましてもクルーズ船を入れますと1,000人余りを超える感染者が出ている状況でございます。現在のところ、鹿児島県内での発生は見られておりませんが、学校休校や各種イベントの自粛等を国が要請していることに基づきまして、各自治体ごとに対応がなされている状況でございます。本村におきましても、2月下旬から各種イベントの中止等を決定し、3月4日からは小中学校の休校も行っております。また、関係機関に対しまして、手洗いの徹底等について、予防の周知を図っているところでございます。

通達につきましては、連日複数の通知がメール等で送付をされておりますが、各施設等に対する注意喚起関連及び発生時の対応、相談・受診の目安、休校に関する財政的支援等が主な内容となっているところでございます。

未だコロナウイルスの感染自体についての詳しい情報や治療等につきましては、はっきり示されていない状況でありまして、終息についても予見できていない状況であることから、しばらくは現在のような状況が続くものと予想されております。

村におきましても、対策本部を設置しておりますが、予断を許さない状況が続いておりますので、状況を見ながら必要な対応を講じてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2番目の新型肺炎拡大対策による休職する保護者支援の助成金制度についての御質問でございますが、新型コロナウイルス感染症に関連しまして、新たな助成金を創設するとされているところでございます。これまでに入ってきております情報によりますと、小学校等が臨時休校した場合等にその保護者である労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得をさせた企業に対する助成金があるようでございますが、詳しい申請方法等につきましてはこれから通知

がなされるものと考えているところでございます。この期間等につきましては、今後、現在の状況を検証する中で示されてくるのではないかというふうに、我々も考えているところでございます。

次に、2点目の非正規職員の会計年度任用職員導入についての御質問でございますが、全国的に多様化する行政需要に対応するため、地方公務員における臨時・非常勤職員の数は増加をし、これまで臨時職員の雇用体制が各自治体においてさまざまであることから、その任用制度の明確化を計る目的で導入されるものでございます。

その処遇の改善に関しましては、まず期末手当の支給が週15時間30分以上の業務において、非正規職員に対し、これまでの月給支給は別に年2回に分け支給されることと併せまして、忌引き等における有給の休暇や夏季休暇の取扱いが正職員同様の扱いとなります。しかし、制度導入によりまして、就業時間につきましても明確化が計られることによって、一部の職種によりましては、現在の就業時間を短縮せざるを得ない職種もございまして、その規定どおりにいくと、月額支給が減る従事者もおります。規定の時間以外に業務を支持することによりまして、時間外手当等によりまして支給をし、対応したいというふうに我々としては考えているところでございます。

また、予算に関しましては、一般会計及び各特別会計におきまして、その時間外手当も含んだ形で報酬として予算を計上するようによりまして、前年度と比較いたしまして約2,500万円の増額予算を計上させていただいているところでもございます。

また、先ほど議員のほうから御質問がありましたように、不利益を被る職員がいないのかということでございますが、私が先ほど答弁をいたしましたように、就業時間の中で一部時間が変わってくる方もおります。そういう方につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、やはり収入が減らないように形ですと、やっぱり時間外手当等で対応することができるのではないかということで、我々も今、その勤務時間についての検討もしているところでございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

#### ○9番（奥田忠廣君）

新型コロナウイルスのその怖さというのが、今、世界的な状況になっている。私が先ほど申し上げましたように、沖縄で感染者が発生した。奄美～沖縄間というの

は、もう船は毎日着く。そして、飛行機も毎日1往復あるというような状況の中で、もし奄美で発生した場合、感染者がいた場合、どのような隔離とかそういうのですけども、まず保健所が中心になるんだろうと思いますし、隔離病棟というのは奄美では県立大島病院の隔離病棟しかない。そういう中で、そういう想定した件とか国の指示はないんですか。こういうことを想定した、患者が出たというような想定した指示しかというのはありませんか。

**○保健福祉課長（早川理恵君）**

議員がおっしゃられたとおり、これだけ地域での交流というのが日常的に行われている中で、奄美にも発生する可能性というのは十分あるかというふうに考えております。現在のところ、発生のご報告はありませんが、そのような可能性は十分にあるというふうに考えております。

その中で、もし発生した場合の具体的な指示というのは、現在のところありません。指示というのが、実際は名瀬保健所、大和村でいいますと名瀬保健所、奄美管内でいいますと同じく名瀬保健所なんですけれども、そこを中心に発生のご把握・報告が行われていくというふうになっております。ですので、大和村で単独で発生を掴むということとはできない状況となっておりますので、すべて名瀬保健所の指示に従って行うというふうなことが考えられてくるかと思っております。

**○9番（奥田忠廣君）**

この新型コロナウイルスの件で、学校、小中高と学校が閉鎖になると。大和村の小中学校も閉鎖になっておりますが、学校給食の職員、または用務員というのが休職になった。休んでもらっている。というときの、この賃金とかいうのは、もう休んだ、恐らく非正規職員、臨時職員ですから、休んだ分は賃金はありませんわね。けど、このコロナウイルスによってまず学校を閉鎖した。しかし、そこで働いている人も休みになった。賃金はもらえないという状況になるんですか、これは。

**○総務課長（政村勇二君）**

現在の役場職員の臨時職員の方々に対しましては、まず議員のおっしゃった小学校・中学校、子どもたちの面倒を見なければ、コロナ関係で見なければならぬという方が該当者がいらっしゃった場合には、職免扱いとして賃金は発生するものとしておりまして、そのほか風邪の具合、熱発等があった場合に休みますと。休んだ後に、実際それがコロナであった場合には、そちらも特別休暇扱いとして支給することにいたしました。

**○教委事務局長（福山 茂君）**

先ほどの給食センターの調理員、そして用務員についてお話がございましたので、関連しまして。現状としまして、まず用務員につきましては、学校環境そのものがございます。そしてまた、学校職員も出勤しております。その中で環境の維持管理等につきましては業務がございますので、出勤するようにさせております。

また、給食センターの調理員につきましては、こういう普段清掃できない場所等の清掃等、そしてまた衛生管理の研修等、そういうものをこういう機会を捉えて、またそういう指導などを行うような形で出勤をさせております。

○9番（奥田忠廣君）

であれば、学校給食の職員も臨時職員も用務員も、休んではないと。学校が閉鎖されても休んでいないと、みんな出勤しているんだという理解でよろしいんですか。

○教委事務局長（福山 茂君）

現在は出勤をしております。

○9番（奥田忠廣君）

僕が聞いているのは、用務員も含めた学校給食の職員もみんな出勤して、学校の閉鎖とは関係なくて、何某の仕事をやっているんだということを私は聞いているんです。どうなんですか。

○教委事務局長（福山 茂君）

はい。出勤をしております。

○9番（奥田忠廣君）

今、このコロナウイルスというのの感染拡大を受けて、国ももう非常に困っている。そして、特殊法も成立したというような状況の中ですけれども、私たち、この各職場に対して、また各家庭に対して、やはり手洗い、そういうのを徹底の通達は出して、そしておかないといけない。今、マスクも不足している状況でありますので、大和村はマスクの確保というのはありませんか。

○総務課長（政村勇二君）

議員がおっしゃるとおり、現在、マスク自体が不足しております。庁舎内にある備蓄のマスクといたしましては、現在残っている在庫といたしまして、50枚入りのマスクが2箱、プラス現在、庁舎の出入口に整備している50枚入りのマスクが約半分ずつに減ってきている状況でございます。そのマスクを取り扱う関係機関の業者に問い合わせいたしましても、現在、入荷の予定で、どれくらいの数量が入るといところが未定の状態でありまして、現在、マスクの備蓄に関しましては50枚入り2箱と、残りの2箱の残数しかない状況でございます。

○9番（奥田忠廣君）

もう一つだけお尋ねしますけれども、役場の職員は就業中にマスクをしないということは申し上げていないということですね。そして、そのマスクについて、しなければならなくなったときは、各職場でマスクをみんな渡しているんですよ、あちこち聞いたら。このマスクは自分持ちですかと言ったら、会社持ちですと言っていますけれども、こういうのはどうなるんですか。個人持ちですか。

○総務課長（政村勇二君）

庁舎内における職員、また臨時職員のマスクに関しましては、現在のところ、個人持ちとなっております。ただ、マスクが不足している状況の中で、そのマスクをそのもの自体の中にこの滅菌ガーゼを入れたりとかして、今後はそういったマスク作り、解消の対策としていければと思いますので、そういった周知をまた職員のほうにしていきたいというふうには思っております。

○9番（奥田忠廣君）

この新型コロナウイルスというのは、専門家にいわせると、これは毎年発生するだろうといわれているんですよ。抑え込んでも、毎年発生するんじゃないかということをおっしゃっているんですけども、やはり防災と一緒に思うんですよ、備えておくという防災と。ですから、マスクとかいろんな手洗いのアルコールとかいうのは、防災と一緒に、行政がある程度の備蓄をして備えておく必要があるような状況が今つくられていると私は思っております。奄美に絶対にこの、鹿児島県はまだ発生していませんから、この発生をしない状況で、このコロナウイルスが終息することを、これはもう国民全部が協力しないとならないんです。ですから、私たち村民一人ひとり、小さなところから一人ひとりが注意をして、その予防対策というのをやって抑え込んでいくということ。そして、行政もそういうことを啓発していく、村民にこういうことをしてくださいよということをお願いしたいと、こう思います。

次に、この非正規職員のことなんですけれども、先ほど村長から、時間外手当で対応する、1日7.5時間ですからね。もっと短くなった方々もいらっしゃるんじゃないか。その職員も手当で補填をして、現在の所得というのが確保できると理解してよろしいですか。

○総務課長（政村勇二君）

そのとおりでございます。理解してよろしいかと思っております。

○9番（奥田忠廣君）

であれば、これは法律が変わった、会計年度任用職員となった。だけど、今まで

の臨時職員ですか、非正規職員と、令和元年と令和2年では、任用になっても全く変わらないと。そこで、その時間をちょっと、7.5時間の人もいるし、6.5時間の人もいると思うんですよ。それは7.5時間にして補填をしていくと。だから、今年と来年度とは全く収入の格差はないと、全員が。それでよろしいんですか。

○総務課長（政村勇二君）

その就業時間に関しましては、これまで週5日がメインだった仕事もありますし、土曜日・日曜日どうしても、水道管理者であったり、ごみ収集運搬業務であったり、どうしても週6日間勤務しなければいけない職種がございました。そこに関しまして、若干、やはり週37時間30分以内の就業時間を決めますと、どうしても週6日の計算では時間が減ってきます。その分を先ほど村長が言ったように、その就業時間が減らされている分は時間外手当を補填するということになりますので、結果、奥田議員がおっしゃるように、その就業時間、今年度の年収分と来年度の年収分は時間外手当を補填することによって下がることはないということになります。

○9番（奥田忠廣君）

ちょっと消防の宿直をしている職員がいますよね。月15日かな、この消防の宿直の職員の勤務時間は、午後5時から翌日の8時30分までということになりますが、その勤務時間というのは10時間30分ぐらいになる。この中で深夜も勤務するわけだから、引継ぎまで。そういう深夜というのは、今はないわけですか。今現在、深夜の手当とかいろいろなのはなくて、この10時間30分をまとめていくらだというような計算になっているんですか。

○総務課長（政村勇二君）

消防の夜警、そしてまた役場庁舎内の守衛、そして大和の園の夜警の皆さん方においては、その勤務時間といいますか、拘束される時間は先ほどおっしゃるように10時間余りあるんですけども、そちらの中でもやはり仮眠時間というのがございまして、その中でのきっちりした時間の手当、日当の手当として支給をすることとしております。その金額においては、令和元年度より令和2年度会計年度任用職員制度がスタートすることによってベースアップはしている状況でございます。

○9番（奥田忠廣君）

深夜手当というのはもうないんだと、その10時間30分の賃金だと。消防とか大和の園の宿直という、役場もいますよね。それはもう5時から8時までの10時間30分の賃金はあげてるという理解をしてもいいんですかと、私は聞いているんです。深夜とか、そういうのはなくて。



○総務課長（政村勇二君）

そのとおりであります。7時15分から8時30分までの日額としての支給でございます。

○9番（奥田忠廣君）

深夜というのは付けなくても、もう労働法でそれは構わんのですか、こういうときは。

○総務課長（政村勇二君）

深夜といいますのは、現在の臨時職員、若しくは職員もそうなんですけれども、時間外手当に対して、17時15分から10時までの間は100分の125、10時以降は100分の135という手当の率は夜間の時間外手当として支給はございます。実はございまして、それが土・日になりますと100分の150と、10時以降になったら100分の160という率での時間外手当の率はある状況でございます。

○9番（奥田忠廣君）

総務課長ね、あなたがそこで100分の何とか言ったって、私たちには訳が分かりませんので、後で文書でください。

確認ですけども、最後に、この来年度、会計年度任用職員の処遇は令和元年度と全く、処遇改善にはなるが、不利益を被る職員はないということだけを確認して、私は終わりたいですが、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

収入の面では、処遇改善されますので、ありません。そのほかに、また休暇等においても優遇措置がされますので、今の雇用状況以上の雇用状態で会計年度任用職員制度は4月からスタートされます。

○9番（奥田忠廣君）

終わります。

○議長（勝山浩平君）

これで、9番、奥田忠廣君の一般質問を終わります。

続きまして、3番、藏正君に発言を許可いたします。

○3番（藏 正君）

皆さん、こんにちは。

早速始めたいと思いますが、世界中に新型コロナウイルスが伝染し、ほとんどのイベントや集会が開催中止となる中で、本日、我が大和村議会の日曜議会開催の趣旨を理解し、傍聴に参加くださいました皆様方に深く感謝を申し上げます。ありが

とうございます。

憂鬱な情報が蔓延し、閉塞感が漂う中ではありますが、村民一人ひとりが意識し合って新型コロナに罹患しないように注意しながら、早期の鎮静化をみんなで祈りたいと思います。

それでは、気分を変えまして、先日、村長から示された令和2年度の施政方針及び予算の中に、明るい大和村づくりがきちんと盛り込まれているのか質問し、明日からの令和2年度予算審査にも臨みたいと思います。

初めに、合同会社ひらとみの自立に向けた取り組みについて伺います。本村では、新規就農者が限られた状況にあり、現状の耕作面積は高齢者の農業従事に依存している状況です。そのような中で、今後の耕作地の維持拡大について、合同会社ひらとみに対する期待は高まる一方です。施政方針においても、ひらとみの運営について、法人としての自立を目指すとあります。そこで、ひらとみの自立に向けた取り組みとして、実証農園や果樹園の造成、管理等を行う農場部門に農場長を配置し、年間、月間、週間計画に即した管理運営に取り組むべきではないかと通告しましたが、現在、実証農園及び果樹園の造成や管理作業について、年間計画の立案や月ごとの作業計画及び作業員の配置等は、誰がどのような形で行っているのでしょうか。

園地造成には、園地の日当たりや風向きなどの自然条件を把握した上で、まずは園のイメージを描き、防風樹や果樹の配置図を作成し、管理については年間作業工程表を作成し、月別計画、週間計画と落とし込み、作業内容に合わせた資材の準備や作業員の配置等を行い、1年後にイメージどおりの園になっているのか検証し、次年度に向けての計画を作成という流れで、目に見える形の図面や作業工程表が最初に整備されなければなりません。作業の種類も、除草、施肥、剪定、誘引、防除など、多種に及びます。場長が園の状況を毎日観察し、状況に沿った作業を実施していかなければ、目標とする農場は造れません。現状のやり方はどんな目標があって、それに対する進捗率がどんな状況なのか見えてきません。税金を投入するとの意識があれば、村民に対してイメージの共有が図れるような対策を講じるべきではないでしょうか。農場の造成や管理が、役場管理のもとから農場長管理に移行し、将来のひらとみの自立に向けた足掛かりにするべきだと思いますが、いかがでしょうか。村長の答弁を求めます。

次に、販売部門においても、それぞれの品目において、年間売上目標等が設定され、月次計画に基づいた運営になっているのか伺います。村当局の御理解のもとで、農協撤退後に本村農業従事者の皆様に不便を来さないようにと、農業資材販売業務

を引き継ぎ実施しているひらとみは、JA運営時に比べても休みも少なく、農家に対するサービスは向上したと喜ばれています。販売部門は、ひらとみの要とのいえる重要な部門です。将来において村民の理解を得るためには、売上を伸ばし、利益を確保して、人件費を含めた事業管理費を少しでも賄っていかなければなりません。そのためにも、まずは品目別の販売実績を把握し、次年度の年間売上目標の設定に取り組むべきと思いますが、現状はどのようなものか伺います。

将来の自立に向けて、それぞれの部門に役場職員以外の責任者を配置していくべきではないかについて伺います。ひらとみの自立とは、事業収支のバランスを確保することでありますが、各部門の企画立案や年間計画策定についても、自ら携わっていかなければ、いつまでも自立はできません。1年目の実績と経験をもとに、ひらとみの従業員自らが品目別年間売上目標を掲げ、その達成に向けた年間計画や月別計画並びにイベントの企画立案等を手掛けることが最速の人材育成につながるのではないのでしょうか。村長の答弁を求めます。

イノシシ被害対策について伺います。イノシシの被害については、毎年話題になり、防護柵設置の事業も各地区で進んでいますが、今年度も相当な被害が出ていると思われまます。そこで、最初に伺いますが、今年度のイノシシの被害について、品目別、地区別の被害状況は把握されているのか伺います。それを踏まえて、令和2年度予算に対応策は講じられているのか、福元地区や湯湾釜地区において、広範囲で囲ったイノシシ防護柵事業は、範囲が広すぎてイノシシの侵入路の特定ができずに、効果が発揮されていません。今後の各地区におけるイノシシ被害対策について、どのような方策を講じているのか、村長の答弁を求めます。

買い物難民について伺います。村内で店じまいが進んでいく状況のもとで、特に高齢者の買い物対策を講じるべきではないか伺います。村内において、高齢者の一人住まいや老々介護の世帯など、何世帯が買い物難民といわれる状況の環境にあるのか、どんな買い物に悩んでいるのか、調査した事例はありませんか。特に毎日の食事の確保に困っている世帯がないか、村内の総菜事業者の運営で間に合っているのか、買い物代行や移動販売システム導入の構想はどうか、村長の答弁を求めます。

最後に、子育て支援について伺います。令和2年度の子育て支援計画の中で、幼児教育の充実に向けた取り組みはあるのか伺います。昨年6月議会の村長答弁の中で、こども園的な幼児教育の導入を目指す答弁がありますが、令和2年度計画に反映されているのか、あるとすればどのようなものなのか答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁の後、自席から再質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの藏議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の合同会社ひらとみの自立に向けた取り組みについての、1番目の実証農園に農場長を配置し、計画に即した管理運営に取り組むべきではないかとの御質問でございますが、合同開始やひらとみにつきましては、これまで体制の整備がきちんと取れずに、スムーズな運営管理が進められなかったことから、これまでの反省を踏まえ、ひらとみの自立におきましては、まずは人材の確保だと考えております。そのため、令和2年度は合同会社ひらとみにおきまして、地域おこし協力隊2名を配置する予定にしております。そのうち1名は福元地区実証農園担当として業務を行わせるほか、1名の農業者も作業員として従事できないかを、今検討をしているところでございます。もう1名の協力隊につきましては、毛陣地区実証農園及びまほろば館に配置をしまして、実証農園やまほろば館を活用した体験型農業推進の業務等に従事させるように計画をしているところでございます。また、令和2年度からは会計年度任用職員制度移行により、村道の薙ぎ払いなど、臨時的・突発的な業務につきましては、合同会社ひらとみが役場のほうから業務を請け負う形で進めたいと考えております。また、作業員の中で農業の経験者を中心に、新たに農業班を編成をし、栽培歴に沿った肥培管理や剪定等を実施できるように、早期整園化に向けた取り組みをしていきたいというふうに思っているところでございます。

議員の質問にありますように、年間・月間・週間計画に即した管理運営とまではまだ至りませんが、これまでの取り組みの反省を含めて、ひらとみの自立に向け着实に前進していくように努力してまいりたいと思っております。

次に、2番目の販売部門における売上目標の設定や月次計画に基づいた運営がどうなっているかとの御質問でございますが、販売部門におきましては昨年8月からJA業務を引き継ぎ、2月末現在で908万4,969円の売り上げがございまして、今年度におきましても950万円ほどの売り上げを見込んでいるところでございます。JA業務継承分並びに黒糖焼酎ひらとみの売上、農作業の受託、農業生産、体験農業売上、役場業務委託分収入等におきまして、合計で1,900万円の売上目標を設定を見込んでおりまして、この売上の利益といたしましては、約500万円ほど計画を見込んでいるところでもございます。この売上によりまして、雇用者の賃金や機器リース等の運営経費分が少しでも確保できるように進めていきたいと思っております。

また、さらに売上を伸ばすため、JA関連商品以外の商品も取り扱うように計画をしておりまして、近々、村民に対しまして、ひらとみにどのような商品を取り扱ってほしいのかアンケートを行うように準備をしているところでございます。

3番目の将来の自立に向けた各部門毎の職員外の責任者の配置についてでございますが、令和2年度からは販売部門、福元地区実証農園部門、毛陣地区実証農園部門におきまして、それぞれ職員以外の責任者を配置するように計画をしているところでもございます。それぞれに配置をされた職員が運営状況を的確に把握できるようにした上で、販売部門と実証農園部門の適正な管理運営ができるように、我々もしっかり取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、2点目のイノシシ被害対策における品目別、地区別の被害状況の確認がされているのかとの御質問でございますが、令和元年度につきましては、イノシシ等による農作物への被害が例年以上に多くの市町村で発生をしております。本村におきましても、タンカンを初め、イモ類や野菜類などの被害報告が多く寄せられております。そのため、猟友会員へ依頼をいたしまして、被害箇所周辺でのくくり罠やかご罠によります捕獲の実施や侵入防止柵の補強のほか、有害鳥獣捕獲の駆除期間を例年より4カ月間延長いたしまして対応をしてきたところでございます。有害鳥獣駆除によりますイノシシの捕獲の実績でございますが、昨年度の79頭に対し、本年度は347頭と、大幅な増加となりました。しかし、捕獲をしましても農家からの被害報告は一向に収まらないという年でもございました。

御質問のイノシシによる農作物への被害状況につきましては、これから市町村ごとに取りまとめをいたしまして、県のほうへ報告することとなっているところでございます。農家の方々へ聞き取り調査や、ひらとみへ御来店された方々への聞き取り調査をしまして、4月中旬までに被害を取りまとめ、4月の下旬には県のほうに報告をするように予定をしているところでございます。被害鳥獣の種類、被害作物の種類、被害面積等を報告することで、被害額が算出されるようになっております。産業振興課といたしましては、これらを地区別に算出をいたしまして、今後の鳥獣被害対策に活かしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2番目の令和2年度の鳥獣被害対策についてでございますが、県営農地環境整備事業で大和浜地区におきまして侵入防止柵を1,277メートルを整備するほか、これまで整備を進めております国の交付金事業でございます鳥獣被害対策実践事業によりましても、大和浜と大金久の一部につきまして侵入防止柵を3,000メートル整備する計画をしているところでもございます。そのほか有害鳥獣駆除によりま

して、令和2年度は150頭を計画しておりますが、捕獲状況を見ながら捕獲頭数につきましては随時対応していく予定にしております。また、これまで整備を進めてきました県営事業の施工箇所におきますイノシシの侵入防止対策につきましては、再整備できる事業がないことから、県単事業等を活用して整備ができないかということをおと協議を行うようにしております。

次に、3点目の買い物難民対策についての御質問でございますが、現在、商店がない集落が国直、大金久、志戸勘、今里となっております。この1年間で2カ所が店じまいをしている状況にある中で、さらに後継者不足等によりまして、他の商店も今後店じまいをせざるを得ないことも予測をされます。集落内の商店は特に車で買い物に行けない高齢者や障がい者等の方々にとりまして、日常的に必要とされる場所でもございます。実際、そういった方々の中には、家族や親せきに買物を頼んだり、あるいは近所の人が無償で買物の支援を行うといった助け合いの中で生活をしておられる方が多く見られます。やはり商店がなくなっていくことで、買物が困難となり、生活上の不便が生じる方が今後も増えてくるのではないかと考えられますので、そのためにも買い物支援策は大変地涌いような課題であると考えているところでございます。

現在の買い物支援の主なものといたしましては、民間事業者によります移動販売が店のない集落を中心に週3回ほど巡回をされており、主に高齢者が利用されているようでございます。また、昨年度からは、ご近所サポート事業を実施いたしまして、高齢者の困りごとに対する手助けの一環として、買い物支援にも利用できるようにしております。さらに、大棚集落にございます地域支え合いグループが販売をしております総菜を、他の集落でも購入したいという要望がございましたので、グループ同士で協力をし合いながら、津名久集落や名音集落の商店でも買えるように、販売場所の拡大を図っているようでございます。そのほかにも、民間が自宅までの弁当配達を行い、特に要介護者等の食の買い物支援等もやっているようでございまして、この買い物支援につきましては、村民における大変重要な役割を果たすことだろうというふうにおもってございまして、買い物に困る方々に対しまして、どのような支援ができるか我々もしっかり考えていきたいというふうにおもっております。また、集落内に店があっても歩行困難等で買い物に困っているケースもあることから、そういった方々も含めて、さらに買い物支援策は必要であるというふうにおもっております。そのために、現在、庁舎内におきまして複数の関係課による検討会を実施し、支援策の構築のために協議を重ねているところでも

ございます。併せまして、地域支え合いグループの協力を得ながら、買い物支援の必要者の対象者の実情を把握する中で、活用しやすい支援策の構築も図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、4点目の子育て支援についてでございますが、少子高齢化に伴い、全国的にも幼児教育へのニーズが高まっている状況であり、幼児教育が充実した環境を求めて転居するという状況もあるようでございます。子どもさんのために少しでも質のいい教育環境を求めているということは、どの親御さんも同じであると思います。本村におきましても、去る2月に行われました子育て研修会におきまして、赤ちゃんを抱っこしながら、あるいは夫婦で参加する保護者も多く、関心の高さが見られております。また、2月から3月にかけて、より良い子育てを目指して保護者や保育士等が学ぶペアレントプログラム研修会を6回コースで行っておりますが、参加者が大変熱心に学ぶ姿が見られており、保護者の子育てや教育に対する高いニーズが感じられるところでございます。

現在、策定中でございます令和2年度から6年度までの第2期子ども・子育て支援計画の中でも、教育・保育の質の向上について触れているところでもございます。また、昨年6月議会の議員からの御質問に対しましても、質の向上を図ることについて答弁をさせていただいております。その重要性については認識をしているところでもございます。私たちも子どもたちの子育て環境をどう整備していくかということにつきましても、すぐすぐ取り組みができていない状況もございますが、我々も今何ができるかということを担当課を中心に考えながら、しっかりとした取り組みができるように進めていきたいというふうに思っております。特に、幼児教育の日常的な場としましては、各家庭環境は当然重要であります。が、昼間多くの時間を過ごす保育士も重要な場となります。現在の村内の保育所で過ごす時間の中にも、教育的な要素は多く含まれておりますが、保護者の満足度が低いという状況も見られております。このことから、まずは保護者との意見交換をしながら、保育所職員の研修充実等も行っていきたいと考えております。

幼児期の教育は一生を左右するといわれております。大和村の将来を担う子どもたちをしっかりと地域で育てていくことは、大和村にとってかけがえのない宝となります。そのためにも、大和村の自然環境の良さを生かしながら、幼児教育を大切にした環境整備を図ってまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

### ○3番（藏 正君）

まずは、合同会社ひらとみの自立に向けた取り組みについて検証していきたいと思いますが、合同会社ひらとみに今度2名、人材が確保できたということは、せっかく慣れてきた1名が辞めていった後で嬉しいニュースだと思います。でも、まず最初に産業課長に確認したいんですけども、ひらとみの自立といってもそう簡単なものじゃないのはもちろん分かっているんですけども、何か組織として、合同会社ひらとみのその組織図がどんなものであるのか、そのへんからちゃんと作っていかないと、組織がどんなやって、現在ではもう大分年数も過ぎていきますけど、年間の作業計画とかいうのはどんな形で作っているのか、その年間の目標があって、作業計画があって、それを月ごとの計画に落として、その後、週間作業計画というものをやっていかなければいけないんですけど、そのへんの作成というか、園の将来的なイメージの図面とか、そんなのも併せてできているものがあるか教えてください。

### ○産業振興課長（郁島武正君）

ひらとみも発足して数年経ちますが、昨年のJA業務引継ぎを契機として、最初設備した当時のひらとみの構想というのも若干変わってきたように思います。今は実証農園と大きく分けて販売部門という2つに分かれておりますけども、販売部門のほうは先ほど蔵議員がおっしゃったように、農家さんからの評判もなかなかいいというようなことで、順調に進んでいると思います。今後も取扱商品を増やすなどして、より農家の方に密着したひらとみとなるように努力していくつもりでございます。

実証農園に関しましては、これまで一時期、管理不足という時期もあり、また人材不足というのものもありまして、当初のこちらが描いていた目標よりは年数がちょっとずれ込んでいる状況でございます。今年は普通の作業でございますけれども、肥培管理はもちろんですが、防除、除草、剪定、誘引等も施し、今後も2年度においては人材も確保されることから、適切な時期に適切な管理をすることで、これまで遅れていた部門を少し取り戻せるようになるのかなと期待しているところでございます。実際、植栽してから何年後に収穫とか、そういう目標は立てていたんですが、それが少し延びてきているという状況でございますので、もう一度計画を練り直して、少しでも早く整備がされるように努力したいと思います。以上です。

### ○3番（藏 正君）

まず最初に、課長、実際にその年間計画というのがちゃんと作れているのか、年



間計画ですから、自然相手ですから、なかなかうまくいかないこともいっぱいあるんですよ。だけど、それを月ごとに調整して行って、その最低限というか、できるだけ計画に沿った形が1年後にこの畑の目標が、ああどの程度達成できたのかなというのが検証できるようなものでないといけないと思うんですよ。それを村民と一緒にそういったものを、あっ、ここの畑が実証農園が来年にはこんな形になっていくんだね、この防風林ができて行ってこうなっていくんだねというようなものを、村民にやっぱり示しながら、それを今この段階ですけど、ちょっと遅れていますとかいうのを説明できるようなものにしていかないと、いつまで経っても、村民からするとここはどうなってるのということで、わからないまま計画が進んでいくことではいけないと思うから聞いているのは、年間計画とかがちゃんと作られているのか、それに沿った月次、週間計画とかいう作業工程になっているのかというのを聞いています。

#### ○産業振興課長（郁島武正君）

実証農園の管理計画というのはあることはあるんですが、それが管理計画どおりできていなかったというのが正直なところでございます。それは言い訳になりますが、人材不足といえばそれまでですけども、令和2年度におきましては、それが可能になるというふうに確信しているところでございます。

#### ○3番（藏 正君）

その確信しているとおっしゃいましたけど、例えば防風林一つにしても、管理作業がいろいろあるわけじゃないですか。雑草もちろん生えてくるわけでね、何かそういった細かい作業を設定するためには、やっぱり専門家、その農場長なりの配置が必要なんじゃないかなと思って提案しているんですけど、その農場長をいきなり設置できなくても、やっぱりさっき言った福元の担当者を今度配置するんだったら、その担当者から、その専門家と一緒に相談して、年間計画を作っていく。何月にはこんな作業があるよ、何月にはこんな作業があるよというのを、やっぱり最初から年間計画というのを作っていかないと、思い付き思い付きでやっていると、必ず失敗するんですよ。それはもう自分たちが農業に携わってやってるから分かっていることで、申し訳ないけども、その実証農園、近日、見てきました。確かに最近、フェンスの外側に新しく防風樹が植栽されていますが、その植栽された防風樹と、裏側のヒトツバの間に確か一つ防風林があるんですよ。だけど、それはもう雑草に覆われて、もうすぐ見えませんよ。だから、そういったものがああいうふうになる前の状態で、その雑草除去がされていなければいけないわけですよ。その雑草を除

去する作業の計画が立ってないということなんじゃないんですか。だから、自分が言いたいのは、そういった細かい作業工程まで計画できるような日程を組めるような人材が必要じゃないかなということ、農場長と言っています。農場長、専門家がいて、その専門家の指導のもとで、園が次々と造成されていく、その形になっていくというものでないと、そこらへんのものがかちゃんとしっかり出来ていかないと、いつまで経ってもせっかくの福元地区の多分果樹園になるのか、毛陣地区の実証農園というものがいつまで経っても形になっていかない。それを形にするためには、やっぱりそういった専門家の配置が必要だ。配置が難しかったら、いつも相談できるような、そういった体制づくりが必要なんじゃないかなということを申し上げています。この件について、村長、どうですか。

○村長（伊集院 幼君）

議員がおっしゃるように、これまで我々も担当課のほうでいろいろと取り組みもしてきました。そういう中で、やっぱり計画の立て方が甘かったんじゃないとか、やっぱりその周りにプロの農業者がいますので、そういう人材の活用もしていない中で、自分たちで物事を進めるというのは、ちょっとやっぱり無理があったんじゃないかということ、今これも検証させていただいております。

そういう中で、さっきの一つの防風林からしても、立派に防風林を対策している人もやっぱりいらっしゃいますので、その方々も交えて、お互いでやっぱりこの今回、協力隊も配置しますが、その方がすぐ実践で使えるかどうか分かりません。それもやっぱり大和村の気象条件、この条件に合った形のことを学ばせながら、やっぱりこうしてしっかり取り組みをしていかなければならない状況にありますので、そこらへんはこれまで以上に我々もその計画の立て方をしっかりスケジュール管理をしながら、やっぱりこの時期に何をやるかということの一つ一つチェックができるような形で進めていかなければならないというふうに思っておりますので、もう我々も何度もこの議会のほうでいろいろ御質問をいただく中で、我々もただ反省ばかりせずに、やっぱり次のことを我々も変えていきながら前進できるように進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○3番（藏 正君）

ぜひ、先ほども言いましたけれども、村民にこんな形の園を造っていきますというような図面化というか、見えるような、村民に理解できるような、そういった形の図面等の制作にも取り組んでいただきたいと思います。

その2番目のところの販売部門についてですけども、そろそろ年度末を迎えま

す。そこでちょっと気になるのが、初めてこういった農業資材の販売とかに取り組んできているわけですが、棚卸とかの計画等は組まれておりますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

棚卸まではちょっと詳しく理解しておりませんが、もう毎日の在庫確認とかはきちっとできておりますので、販売部門については順調に推移していくものと思います。

○3番（藏 正君）

その毎日の管理ができていうことで安心しているんですけども、この棚卸をするというのは、年度末に一回決算業務の一環で、各品目ごとに棚卸をして、それが帳簿上の残高と、実際の在庫が合ってるかというのを調べて、その差額の分は何か分からないけど、紛失したとか、雑損という損害になっていくわけですね。そういうことで、やっぱりひらとみの販売部門の決算書というものも作成していかなければいけない。そうしてくると、年間の貸借対照表とか損益計算書とかいうものの取り組みになるんですけども、そこには締め棚卸が必ず必要になってくるんですよ。必ずそれは実施していただきたい。

農家サイドから言わせてもらえたら、未収金購入される農家がありますよね。私もその一人なんですけども、その中で農家さんの声で、最後に精算したときに、肥料代がいくらとかいう総括ができた明細が出てきたらいいのになというんですね。日ごとに、いつ何を買いましてという明細はずらっと出てくるんですけど、それが肥料なのか農薬なのか、その他資材なのかという形で、分かれていないという意見があって、それは農家も申告とかするときに、そういったものがあつたら便利だなというふうに思っているところです。このひらとみ自体の決算をする中でも、その品目ごとに売り上げがどうだったのかというものが出てくることで、来年度の品目別目標とか、そういったもののデータの基になりますので、ぜひ実施していただきたいと思いますけど、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

ひらとみの決算につきましては、税理士のほうともソフトでつながって、日々、状況を報告しておりますので、そのひらとみの決算についてはちゃんとした決算書が出るということになっております。

また、品目ごとの売上でございますが、その販売システムもひらとみのほうで導入しておりますので、合同会社ひらとみの場合は現金での買い取りが原則でございますが、一部掛け売りということもありますので、そのへんの未収金の一覧、農家

ごとの肥料の品目の一覧で、それを合計していけば何の肥料が何袋売れたという、それは全部出るようなシステムでございますので、そのへんも細分化して今後の運営に活かせるかなと思っております。

### ○3番（藏 正君）

ぜひ今のシステムでいったら、農家さんに出す明細も品目ごとの明細が出せるんじゃないかなと思います。そのへんのアドバイスもよろしくお願ひしたいと思ひます。

その今のシステムで、そういったものができるのはいいんですけど、肝心なのは来年に向けたそのひらとみの自立ということ、今テーマで話していますから、来年度、どうやってこの売上を伸ばしていくか、これがひらとみが自立に向けた取り組みの一番のあれだと思ひんですけど、やっぱりその担当者が来年度、今年肥料がこの分増えた、今年の実態はどうだったんだろうというのを踏まえて、来年はタンカンが増えるのか増えないのかとか、そういった調査を産業課のスタッフと一緒にしながらだったら、売上目標をもうちょっと積み上げてもいいんじゃないかなと、そういったことも考えて年間の売上計画というものを作っていったときに、その担当者は、自分が作った目標が達成されていくのかいかないのかということで、すごいモチベーションが変わってくると思ひますね。ですから、さっきちょっと安心しているんですけど、そこに担当者を配置するんだということを知りましたので安心しているんですが、役場の担当者が産業課長が決めた目標に向かって留守番をするような形ではなくて、やっぱりその人たちが責任をもって、もちろん一緒に考えるんですけど、一緒になって作った目標に向かって、自分たちでじゃあこの時期にこんなイベントを打ったらどうだろうとか、こういったものをまほろば館と一緒に、まほろば館に自分たちからこんなことを企画を出したらどうかとか、そういったのがお互いに相乗効果が上がるような、そういった計画が立てられるような職員の人材育成にも取り組んでいただきたいと思ひますが、いかがですか。

### ○産業振興課長（郁島武正君）

おっしゃるように、ひらとみはひらとみ、産業振興課は産業振興課、まほろば館はまほろば館というのではなくて、それを産業振興課のほうでまとめて、究極の目標は大和村の産業振興につながるような形で持っていけるように、また2年度から新しい方が入りますけれども、そのような方の能力も、既に農業の知識はある方でございますが、まだ現場でのそのような経験は少ない方でございますので、その方の人材育成とかにも努めて、自立・発展していくような形にしていきたいと思ひま

す。

### ○3番（藏 正君）

3番目のそれぞれの職員内の配置については、先ほど村長の答弁の中で職員内の配置を考えているということがありましたので、もう省略したいと思います。

ぜひ、各持ち場の職員が自分たちの職場がますます売り上げを伸ばしていくべく、販売品目を農業のあれもできるだけ早く収穫が上がるように、またこれが上がってきた後にどんな形にするんだとか、それが伸びていったら、今度は加工部門とか、そういったことも夢が出てきますので、そういったこともみんなで夢を描きながら進めていってもらいたいと思います。

次、イノシシの被害対策について伺います。昨年79頭捕獲が、本年度347頭上げながら、被害状況についてはなかなか食い止めた形にならなかったという報告がありましたけども、イノシシの捕獲対策というのももちろん大事だと思うんですね。全く効果がなかったというわけじゃなくて、その近隣の農地の方はここでいっぱい仕掛けてもらったりした効果はかなり出ているとは思いますが、全体的に見ると、それほど効果が上がってないということになりますので、やっぱりイノシシ対策としては、イノシシ防護柵の徹底した管理というか、先ほど壇上でも言いましたけども、あまりにも広範囲でまき過ぎたあの事業は本当にもう全くと言っていいほど効果を示していません。自分たちのところだけでも見回りをやっても、とてもじゃないけど見て回れないぐらいの広範囲なんですよ。

そこで、今、県単事業を検討しているという報告でしたけども、単独でまかれる今年の被害が多かったところとか、来年に向けて、また被害が予想されるところに対しての村単独での支援策とかいうのは考えていませんか。

### ○産業振興課長（郁島武正君）

イノシシ被害につきましては、議員がおっしゃるように防護柵を、シートをまけば被害を防げるわけでございます。そのために、県営事業でまいたり、鳥獣被害対策実践事業でまいたりしますが、それでもまけない箇所がある場合、例えば鳥獣被害実践対策でまいた箇所から入った場合は、もう補助事業は使えませんので、最終的には単独という選択肢もあるかと思いますが、村費については上司と協議しながら対策をしていきたいと思っております。

### ○3番（藏 正君）

ただいま課長がおっしゃったように、以前まいたところが広すぎたという事例があったり、県が大和浜の三田地区でしたっけ、あそこの事例でもあるように、河川

側はここは県としてはイノシシはここからは入らないという見解で、柵を回さない場所があるじゃないですか。でも、その河川の変化によって、入ってこれたりするんですね。ですから、そういったところも村単の対象にしていくような形で考えていってもらいたいと思います。

もう一つ、電気柵というのが個人的に入れての方がいらっしゃって、結構、良い効果を発揮しているということですが、そのへんの情報は産業課のほうには入っていますか。

#### ○産業振興課長（郁島武正君）

県営事業でまいた福元地区とか、平成16年から5年ぐらいまっているわけですが、網の耐用年数というのがありまして、14年経過したら、それでも県営事業ではまけないわけですね。でも、そこには鳥獣被害対策実践事業でまけるようになるものですから、また県単事業とかも入れられる可能性が出てきますので、そのときには今のような広範囲なまき方ではなくて、ある程度の面積をくぐった形でまくことが可能になりますので、その分は管理ができやすくなると思います。

また、大和浜の河川の話が出ましたけども、県のほうにもそのような話をしましたら、県のまき方の基準として、防護柵の高さより河川の護岸の高さが高い場合は侵入しないというような基準があって、まかないというようなことでございましたけども、それについては別の県単事業なり、それでも駄目な場合はもう特にあの箇所については村単での施工となるような形になるかもしれません。それでも河川の寄り洲除去とかそのへんの対策をしながら、最終的には単独でのイノシシ防護柵の設置という形になるのかなと思います。

#### ○3番（藏 正君）

電気柵がなかなか効果を出しているよという話を聞いているんですけど、電気柵について良い効果が出ているような情報は、産業課のほうには来ていませんか。

#### ○産業振興課長（郁島武正君）

電気柵については、今、アマミノクロウサギのほうで実証実験で使っているわけですが、イノシシ被害対策にも有効だという話は聞いております。電気柵については、防護柵よりも安価でできるということも聞いておりまして、事業のほうも同じ防護柵と同じ鳥獣被害対策実践事業を活用してできるということですが、平たん地の畑であれば電気柵の管理は容易なですけども、山間部でまくときは雑草とか枯れ枝が落ちたりすると漏電の原因になるということで、管理が大変だという話も聞いております。ですから、山間部等については防護柵のほうがいいのではない

かというような話は課内でしているところでございます。

○3番（藏 正君）

もしその効果が高かったら、電気柵を個人的に導入する方に対する助成というか支援策を講じられないかなと思ったんですけども、まだそのへんの段階に入っていないということですね。

○産業振興課長（郁島武正君）

電気柵も防護柵と同じ事業でやるものですから、その事業で防護柵をまいたところには電気柵は事業でまけないというような形になるものですから、そのへんも含めて少し検討させていただきたいと思います。

○3番（藏 正君）

捕獲頭数が79頭から347頭と、すごく増えているんですけども、でも聞くところによると、狩猟免許の取得者、要するにイノシシを捕る人数がすごく減っているということを伺いましたが、この人数を増やしていけば、さらに防除体制がとれるんじゃないかなという期待もあるんですけど、その狩猟免許取得者に対する補助関係を前からいろいろ声が上がっていると思うんですけども、そのへんは検討されていませんか。

○産業振興課長（郁島武正君）

確かに今現在の大和村の狩猟免許所持者は減ってきている状況で、高齢化もしてきているということで、なかなか捕獲する方も限られた方しか捕獲しないという状況でございます。毎年、免許取得があるわけですけども、新しい方もぼちぼち出てきております。その免許取得及び更新等に関する経費についての助成というのは、今検討しているところですけども、まだ実施というところまでは至っていないところでございます。

○3番（藏 正君）

ぜひそのへんの支援策を講じていくことで、今回特に被害を被られた農家の方々が自分もちょっと免許を取らねばいかんとか言ってる声も聞きますので、そういった取得希望者が増えていくような対策を講じていただきたいと思います。

買い物難民という言葉を使っております。さっき村長の答弁の中で、買い物支援策を少し施しているような話があったと思うんですけど、そのへんのところをちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

○保健福祉課長（早川理恵君）

先ほどの答弁にございました買い物支援策の主なものとして、もう一度、再度申

し上げます。まず、一つは民間事業者によります移動販売支援というのがございます。週に3回ほどやっておられるということでございます。それから、昨年度から行っております御近所サポート事業、その中で買い物支援という項目もありまして、利用できるようになっていくということがございます。それから、3点目、大棚で地域支え合いグループというところが総菜の販売をしておりますけれども、他の地区でも購入したいという希望がありましたので、そこはグループ同士の協力という範囲ではありますけれども、大棚から津名久、あるいは名音集落でも購入できるところまで場所の拡大が図られております。それから、民間の弁当のお店ですけれども、要介護者、買いに行けないという方に対して、自宅まで弁当配達して支援を行っている食の買い物支援といっているんですけれども、行っているというようなことが行われております。

○3番（藏 正君）

今、中身を聞いて、少し安心するところもあるんですけれども、例えばちょっと細かく聞きたいんですが、民間の移動販売車が入っているというけど、集落的にはどの集落なんかに入っているんですか、分かったら教えてください。

○保健福祉課長（早川理恵君）

集落の中で4つほど聞いております。国直、津名久、大金久、今里というふう聞いておりますが、あくまでも聞いている情報ということになります。

○3番（藏 正君）

例えば国直のお店がなくなって、大和浜も1店だけになって、株式会社組織をしている大棚商店ぐらいは組織という形になっているから、すぐすぐということはないんでしょうけど、湯湾釜集落なんかについてもいつまでしきるか分からんよというような声が聞けてて、言いたいのは、移動販売車が入ってくるのを、そういった小さな商店というのは拒むものかなと、そのへんの聞き取りなんかはしたことはないですかね。

○企画観光課長（森永 学君）

以前、移動販売が始まった頃は、そういった話もあったとは聞いております。その後、今現在は聞いておりません。

○3番（藏 正君）

もうこの際、そういった聞き取りもして、移動販売車が別に入ってくるのは、自分たちは拒まないよとかいう集落があるんだったら、そのへんのところも緩和して、移動販売車が入れるような形をとったほうが、買い物に困っている方々が喜ばれた



りとかしないのか、いきなり入れろというわけじゃないんですけども、そういった調査も必要になってくるんじゃないかなと思ったりするので言います。さっき言った買い物支援を御近所サポートでやっているということで、こういったものやっ  
ていくことで、どういったものに困っているんだとか、どういった世帯が困っているんだとかいうのが見えてくると思うんですね。そのへん、このご近所サポートというのは、どこか集落に限られてやっているのか、村全体でやっているのか教えてください。

○保健福祉課長（早川理恵君）

ご近所サポート事業につきましては、各集落のご近所サポート人、世話人ということをしていておりますので、全集落で行っているものでございます。

○3番（藏 正君）

ぜひその御近所サポートのデータを取りながら、村全体でどんな方々が、どんなことでこののを見つけていくことと、地元の総菜屋さんが対応している部分とか、民間の弁当屋さんが対応している部分とか、いろいろあって、なかなか良い形になっているんだなというのは見えるんですけど、この際、そういったものをどこの総菜屋さんほどの範囲をやっているとかいうのをちょっとまとめていって、総合的に全体的に既にもうカバーできているのか、まだカバーしきれていない部分があるところといたら、その総菜屋さん頼んだり、こっちもカバーできませんかとか、大和村全体を総括できるような、今ここに参加しているご近所サポートのメンバーとか、民間の移動販売車とか、総菜屋さんとか、地域支え合いの会とかいう中でトータルした形でこの買い物難民という言葉が妥当かどうか分からないんですけども、その買い物に困っている方々の支援、食事に困っている方々の支援というのを総括した形の何かグループ、組織みたいな形になっていけたら、漏れる方が少なくなっていくんじゃないかなと思われるんですけど、そのへんちょっと分かりにくいかもしれませんが、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

現在行っています買い物支援等につきましても、行政だけで決めているのではなくて、住民の方々、グループの方々と協力しながら、まず何ができるかということで、少しずつスタートしているものでございます。その中で実際、買い物に限っての調査ということではないんですけども、関連している調査としまして、3年に1回、全国で行っております高齢者等実態調査というのがありまして、大和村でもその中で買物をしたいけれどもできないという方がどれぐらいいらっしゃるのか

という調査は、数字的には出ております。有効回答の中ですので、実態調査ではないんですけども、約30名ぐらいの方かと思われましてけれども、しかしその方々がどうされているかということにつきましては、ほとんど83%ぐらいの方が、家族、別居、同居問わず、行って助けているということで、買い物には困っているけれども、買い物ができていないということではないというふうな調査内容もありますので、しかし、もう少し具体的にできればしっかり調査を詰めて、何を必要とされているのかというのを調べていく必要もあるかと思っておりますので、そういうものも含めて全体的な買い物支援に対する協議というのも今後進めてまいりたいというふうに思っております。

○3番（藏 正君）

ぜひ村内でそういった困っている方が漏れることがないような組織づくりを頑張っていたきたいと思います。

最後、子育て支援について伺います。幼児教育の中にもいろんなものがあると思うんですね。その中でちょっと最近聞いたんですけど、右脳トレーニングというんですかね。右脳トレーニングを導入したというのが、子どもが3歳ぐらいまでは左脳があまり働いてなくて、右脳のなあれがすごい発達、右脳が発達する時期がその小さい頃ですよというのがあって、その頃に右脳開発、右脳トレーニングすることで、将来的なものにすごくつながっていますとかいう、何か名瀬でも1カ所だけはやっているところを見つけたんですけど、そういったことがこれから結構広まっていく可能性があるような気がするんですけど、そういった情報は入っていませんか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

議員のおっしゃるように、幼児教育というのもいくつかの種類があることも承知しております。その中で右脳教育というのがあるということも、一番マスコミ等で、テレビ番組等で放送されるのもその右脳教育というのが一番多いかなというふうな印象を受けておりますが、承知しております。

○3番（藏 正君）

先ほど村長のほうからの答弁で、保護者との話し合いをもって、こういったものが望まれているのか、そういったものを検討していくという答弁がありましたけど、これは自分はちょっとびっくりしたぐらいで、これまで保育所の保護者たち、または以前の待機している方々の保護者と、その保育所に対する要望を聞き取ったことはこれまでなかったと思うんですよ、要望がいっぱいあり過ぎて。なかったのを、今回こうやって保護者との話し合いをもって、こういったものが望まれているのか

を聞き取った中で、こういったものを始めていくんだというのがありましたので、すごく安心したというか、すごく画期的な企画をされているんだなと思って感心しております。

その中で、保護者たちの中から右脳の話が出てくるのかどうか分かりませんが、保護者が望む、ちょっとレベルアップされた幼児教育というのが取り上げられていけばいいなというふうに思っております。

通告していた中身はこれで終わりなんですけれども、私、3期目の最後の質問なので、残りの時間を少しいただいて、どうしても言っておきたいことがありますので、時間をいただきたいと思います。

国直集落の住宅改修工事が、工期を過ぎた今でもまだ改修さえもされていない。道路の工事を請けて、工期を守らなければいけないとあって、頑張っている業者もいる中で、まだ始めていない業者はもしかしたら作業員不足等で、これは村民からの声ですけども、作業員不足等で当初から後期の順守はできない状況だったのではないかという声が出ています。村当局もそれを分かっている、何も指導していないのではないかと、そういった村民からの疑惑が生じていることについて、どのように思われますか。

**○議長（勝山浩平君）**

今回、通告にありませんので、最後の一般質問ということで、1回だけ答弁を求めたいと思いますので御了解ください。もし答弁が可能でしたら。

**○建設課長（前田逸人君）**

どうしても標準工期は取れている状態でございまして、また2月・3月とかになりますと、ちょっと今、島外で本島でいろいろ災害等がありまして、材料のやっぱり搬入とか、そういったのが遅くなるというのと、島内の結局、型枠業者とかいうのがちょっとその手間がかかってしまって、ある程度、2・3月となると、ちょっと増えて、2・3月となると他のところも増えてまして、それで何とかそれができないということを聞いておりまして、繰り越しになっております。

**○3番（藏 正君）**

一つだけ確認しておきたいのが、業者の健全性というのは確認されているのかということを知りたいんですよ。県からの5カ年間の有効期間のある許可証だけで、業者の健全性を確認、これを言うのは村民からの疑義をもたれないようにするべきじゃないかなと思って言っているんです。やっぱり建設課側から、業者の技術者がちゃんといるのか、スタッフはちゃんと揃っているのか、そういったものも確認す

る必要があるんじゃないかなと言っているんですよ。あえて言いますけど、村民から疑惑をもたれないようにするために、そういったシステムの構築が必要じゃないかなと伺っているんです。いかがですか。

○議長（勝山浩平君）

藏議員、本当申し訳ないんですが、時間がちょっと過ぎておりまして、10分ほどですね。また、明日、明後日、予算委員会がありますので、予算委員会のほうでおたずねしていただくということで。

○議長（勝山浩平君）

では、以上で、3番、藏正君の一般質問を終わります。

一般質問は、質問と答弁を含めて60分と決まっております、1時間を思いながら運用しているところです。

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

次回は、明日16日、午前10時30分から予算審査特別委員会を行います。

本日は、これにて散会いたします。

傍聴にお越しいただいて、大変ありがとうございました。

お疲れさまでございました。

散会 午前11時49分

# 第 1 回 大和村議会定例会

第 3 日

令和 3 年 3 月 1 9 日 (木)

大 和 村 議 会

## 令和2年第1回大和村議会定例会会議録

令和2年3月19日（木）

午後1時00分 開議

### 1 議事日程

開議の宣告

日程第1 宮田到君の議員辞職の件

日程第2 議案第9号～議案第16号について（予算審査特別委員長報告及び採決）

日程第3 国立公園ヒエン浜の保全と戸円集落沖海砂採取の在り方についての調査特別委員会の報告について

日程第4 発議第2号 国立公園ヒエン浜の保全と戸円集落沖海砂採取の中止を求める意見書について

日程第5 発議第3号 大和村戸円集落国立公園ヒエン浜沖での海砂採取の中止について本村から鹿児島県に対し意見書提出を求める決議について

日程第6 議員派遣の件について

日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉会の宣告

### 2 出席議員は次のとおりである。（7名）

1番 前田 清和 君

6番 民 文 忠 君

2番 重 信 安 男 君

7番 池 田 幸 一 君

3番 藏 正 君

9番 奥 田 忠 廣 君

5番 勝 山 浩 平 君

### 3 欠席議員は次のとおりである。（1名）

8番 宮 田 到 君

### 4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎 一也 君 書 記 太 純 一 君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長	伊集院 幼 君	教 育 長	晨 原 弘 久 君
副 村 長	泉 有 智 君	教委事務局長	福 山 茂 君
総 務 課 長	政 村 勇 二 君	企画観光課長	森 永 学 君
建 設 課 長	前 田 逸 人 君	産業振興課長 兼農委事務局長	郁 島 武 正 君
教委指導主事	小 原 和 博 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 石 松 美 君
保健福祉課長 兼大和診事務長	早 川 理 恵 君	住民税務課長	三 宅 正 剛 君
大和の園園長	勝 健一郎 君		

開議 午後1時00分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

皆さん、こんにちは。

傍聴にお越しいただいて、誠にありがとうございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 宮田到君の議員辞職の件

○議長（勝山浩平君）

日程第1、去る3月16日付けで届け出のありました宮田到君の議員辞職の件を議題といたします。

なお、宮田議員からは、3月16日から本日までの欠席届が提出をされており、受理をいたしておりますので、御了承ください。

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（大崎一也君）

辞職願。令和2年3月16日。大和村議会議長、勝山浩平殿。

この度、一身上の都合により議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

大和村議会議員、宮田到。

代読。

○議長（勝山浩平君）

お諮りいたします。

宮田到君の議員の辞職を許可することに御異議はありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

御異議なしと認めます。

したがって、宮田到君の議員の辞職を許可することに決定いたしました。

-----○-----

日程第2 議案第9号～議案第16号について（予算審査特別委員長報告及び採決）

○議長（勝山浩平君）

日程第2、議案第9号、令和2年度大和村一般会計予算について、議案第10号、令和2年度大和村簡易水道事業特別会計予算について、議案第11号、令和2年度大



和村国民健康保険特別会計予算について、議案第12号、令和2年度大和村大和診療所特別会計予算について、議案第13号、令和2年度大和村介護保険特別会計予算について、議案第14号、令和2年度大和村集落排水事業特別会計予算について、議案第15号、令和2年度大和村大和の園特別会計予算について、議案第16号、令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について、以上の8件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長に委員会の報告を求めます。

#### ○予算審査特別委員長（重信安男君）

皆さん、こんにちは。

令和2年度予算審査特別委員会委員長報告をいたします。

去る3月4日の本会議において、本予算審査特別委員会に付託を受けました議案第9号、令和2年度大和村一般会計予算について、議案第10号、令和2年度大和村簡易水道事業特別会計予算について、議案第11号、令和2年度大和村国民健康保険特別会計予算について、議案第12号、令和2年度大和村大和診療所特別会計予算について、議案第13号、令和2年度大和村介護保険特別会計予算について、議案第14号、令和2年度大和村集落排水事業特別会計予算について、議案第15号、令和2年度大和村大和の園特別会計予算について、議案第16号、令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について、以上8件の当初予算案について、審査内容と結果について報告いたします。

本委員会は、3月6日午前主な事業箇所の現地調査を行いました。企画観光課においては廃屋対策、建設課においては河川土砂除去対策、総務課においては空き家改修及び単身住宅建設予定地並びに役場庁舎耐震改修事業について、担当者から説明を受けました。

また、3月16日と17日の2日間にわたり、村長、副村長、教育長及び関係担当職員の出席を求め、一般会計及び各特別会計の予算案の審査を行いました。

審査の結果について申し上げます。

まず最初に、歳入について報告いたします。

地方交付税の増額についての質疑に対し、決算において差額が大きいため、今年度から前年度実績の95%で算出したとの答弁がありました。

次に、自主財源確保と諸収入の減額について質疑があり、現在施工中の宮古崎トンネルの土砂搬入が終了したため、諸収入が減額となったとの答弁がありました。住宅使用料の徴収及び滞納解消に努め、自主財源確保を行っていききたいとの答弁が

ありました。

次に、歳出について報告いたします。

まず最初に、人件費の増額についての質疑があり、今年度から始まる会計年度任用職員分の報酬や今まで物件費でまとめていた賃金を人件費に移行したため、大きな増額となったとの答弁がありました。

次に、廃止路線バス代替運行について、毎年多額の委託料が発生しているが、村営での運営ができないかとの質疑があり、現在3年間の実証運行中であり、その結果を踏まえて、委託か村営かを検討したいとの答弁がありました。

次に、各集落における廃屋についての処分及び処理について、村としての支援がないかとの質疑があり、周りの住宅に迷惑がかかることは十分承知しているが、個人財産でもあるので慎重に対応したい。また、集落で解体した廃材についての処分費について検討したいとの答弁がありました。

次に、農業被害について、イノシシとアマミノクロウサギの被害が出ているが、どのような対策を講じるかとの質疑に対し、アマミノクロウサギに関しては福元地区での被害が増加しているが、各集落内で出沒し、農作物に被害を与えているイノシシと並行して、守れる侵入防止柵の導入を検討しているとの答弁がありました。

次に、放課後児童クラブに関して、西部地区の児童の利用について、スクールバスの利用ができないかとの質疑があり、新年度から社会福祉協議会と連携を図って対応するとの答弁がありました。

次に、群倉の屋根葺き替え材料の確保についての質疑があり、現在、宮古崎と戸円地区において育成をしており、新年度の葺き替え材料としてリュウキュウチクを確保しているとの答弁がありました。

その後、一般会計審査の討論・採決を行い、全会一致で原案のとおり可決されました。

その後、各特別会計予算についての審査を一括で行いました。

まず、簡易水道事業特別会計について、水道使用料の値上げについて計画はないのかとの質疑に対し、現在進めている集落排水事業が完成した後、料金の見直しを検討するとの答弁がありました。

次に、介護保険特別会計について、特定入所者介護サービスについて質疑があり、大和の園を含め、低所得入所者の自己負担減額分を補填する制度との答弁がありました。

次に、集落排水事業特別会計について、当初計画では令和2年度完成予定であっ

たが、現在の進捗状況について質疑があり、国と県の補助金の関係で令和5、6年度完成を目指しているとの答弁がありました。

大和の園特別会計について、施設の移転や民営化など運営への質疑があり、在り方検討会において協議を進めており、新年度には何かしらの方向性が示せるとの答弁がありました。

以上、各特別会計予算の質疑終了後、一括して討論を行い、各会計の採決を行いました。

その結果、いずれの特別会計においても討論はなく、採決の結果、全特別会計、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上のとおり、予算審査特別委員会に付託を受けました、令和2年度大和村一般会計予算1件、各特別会計7件の予算について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここに報告いたします。

最後に、当委員会では、委員長の予算審査報告と併せて、議会の意見書を後日取りまとめて提出いたしますので、速やかに対処していただきますよう申し上げ、令和2年度予算審査特別委員会における委員長報告を終わります。

**○議長（勝山浩平君）**

これで、委員長報告を終わります。

ただいま予算審査特別委員長から報告がありましたが、予算審査特別委員会は議長を除いてすべての議員が委員となっております。したがって、議案第9号から議案第16号までの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これから、各議案の討論に入ります。

最初に、議案第9号、令和2年度大和村一般会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（勝山浩平君）**

討論なしと認めます。

これから議案第9号、令和2年度大和村一般会計予算について、採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第9号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（勝山浩平君）

全会一致であります。

したがって、議案第9号、令和2年度大和村一般会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第10号、令和2年度大和村簡易水道事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号、令和2年度大和村簡易水道事業特別会計予算についてを採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第10号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（勝山浩平君）

全会一致であります。

したがって、議案第10号、令和2年度大和村簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第11号、令和2年度大和村国民健康保険特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号、令和2年度大和村国民健康保険特別会計予算についてを採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第11号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（勝山浩平君）

全会一致であります。

したがって、議案第11号、令和2年度大和村国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第12号、令和2年度大和村大和診療所特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（勝山浩平君）**

討論なしと認めます。

これから議案第12号、令和2年度大和村大和診療所特別会計予算についてを採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第12号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

**○議長（勝山浩平君）**

全会一致であります。

したがって、議案第12号、令和2年度大和村大和診療所特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第13号、令和2年度大和村介護保険特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（勝山浩平君）**

討論なしと認めます。

これから議案第13号、令和2年度大和村介護保険特別会計予算についてを採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第13号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

**○議長（勝山浩平君）**

全会一致であります。

したがって、議案第13号、令和2年度大和村介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第14号、令和2年度大和村集落排水事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号、令和2年度大和村集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第14号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（勝山浩平君）

全会一致であります。

したがって、議案第14号、令和2年度大和村集落排水事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第15号、令和2年度大和村大和の園特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号、令和2年度大和村大和の園特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第15号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（勝山浩平君）

全会一致であります。

したがって、議案第15号、令和2年度大和村大和の園特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第16号、令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号、令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計予算についての採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第16号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（勝山浩平君）

全会一致であります。

したがって、議案第16号、令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

-----○-----

日程第3 国立公園ヒエン浜の保全と戸円集落沖海砂採取の在り方についての調査特別委員会の報告について

○議長（勝山浩平君）

日程第3、国立公園ヒエン浜の保全と戸円集落沖海砂採取の在り方についての調査特別委員会の報告についてを議題といたします。

調査特別委員会委員長に報告を求めます。

○調査特別委員長（藏 正君）

皆さん、こんにちは。

委員長報告の前に、一つだけ皆さんに報告したいことがあって、申し上げます。

昨日、ある葬儀に参列させていただいたんですけれども、そのときに大和の園に世話になっていた方が、大和の園に伺ったときに、職員の対応がすごく良かったと。大和の園というのは大和村の運営なんですかということ聞きながら、すごく職員が丁寧に対応してくれたことを、すごくほめていただいて、家族みんなで大和の園のことをすごく評価していますよという言葉をいただいて、すごく何か幸せな気分になったことを、この場で申し上げたいと思います。

それで、早速、委員長報告のほうに移りたいと思います。

国立公園ヒエン浜の保全と戸円集落沖海砂採取の在り方についての調査特別委員会委員長報告を申し上げます。

当委員会は、大和村戸田沖海砂採取とヒエン浜等の海岸保全及び漁場環境について、令和2年3月9日に奄美漁協大和支所正組合員からの聞き取り調査、3月12日に大島支庁において質問書に対する回答及び聞き取り調査を実施いたしました。正組合員からの聞き取り調査につきましては、正組合員23名中12名が集まった会となりました。アサヒガニやムロアジ、アカウルメ等の産卵場所である海底砂地が、海砂採取により破壊されて、漁獲を得ることが困難になった。アサヒガニ漁ではGPSシステムで過去の良好なポイントに網を投入しても、岩礁に仕掛けが絡み、漁具一式を紛失することがある。魚群探知機の反応画像には、以前の砂地ではなく、岩礁の反応が見られる。海砂採取作業時は、海流により一帯が濁り、漁ができない。共同漁業権で漁のできる地域が限定され、龍郷、笠利地区での漁はできない。大和村の共同漁業権の範囲内で海砂が採取され、本村の漁業者が多くの被害を受けているにも関わらず、海砂採取による奄美漁協の収入から、本村漁業者は何ら恩恵がない。共同漁業権内で海砂が採取されている大和支所の正組合員の多数の意見であるにも関わらず、改善策を求めても漁協役員から提訴を進められる有り様で相手にされないなど、海砂採取による漁場の破壊や同一組合内の不平等性に対する意見が相次ぎ、単独組合としての運営費用が捻出できるのであれば、奄美漁協を脱退して採取差し止めを求めたいとの意見まで飛び出しました。

大島支庁における聞き取り調査では、奄美海域の賦存量について、平成11年、12年に実施し、1,000万立米の調査結果があるのみで、以後、20年間、調査は行われていません。海底地形の変化の確認については、水中ビデオ撮影による調査で、海底は掘削された状態のまま、砂浜の砂による埋め戻しされているなどの変化は見られない。国立公園付近での採取の問題については、近隣に海域公園がなく、普通地域に指定されているので、手続きの必要がない。浜砂の減少については、海底地形調査で掘削跡が埋め戻された状況にないことや、平成15年度のアマミウミガメ訴訟の判決結果などから、海砂採取の影響とは考えていない。採取場の砂の回復については、潜水調査の結果、海砂を採ったままの状態、埋め戻された状態にないとの強調や、漁協の同意や、大和村の意見書をもとに許可をしているとの答弁で、海砂の回復状況には触れませんでした。漁場の環境調査については、水温調査以外に実施していない。採取量については、大和村と宇検村沖の採取量が青久沖や請島沖より1.8倍ほど多く採取されているなどの回答を得ました。

これらの回答は、漁業従事者の現場での実体感とか大きな違いがあり、明確な根拠が示されずに、曖昧な回答としか受け止められません。特に海底の変化について、



海砂を採取したままの状態について、浜砂等で埋め戻された状況にないことが強調され、浜の浸食は海砂採取が原因でないことを強調していますが、その状況が産卵場所の破壊になっていることについては触れてくれませんでした。

今回の調査で強く感じることは、漁業者が現場で体感している実際の状況について立証することは困難であるということです。莫大な需要を抱える砂問題に対して、現場の漁業者の声は小さすぎるのか、誰も助けてくれません。過去にも、海砂採取に関する問題は九州管内各地で持ち上がり、許可者は漁業者が遭遇する漁場の破壊の現状については調査してくれず、漁業者が犠牲になった事例がほとんどであります。特に本村漁業従事者は、合併漁協において少数のため意見が通らず、本来自分たちの縄張りであるはずの漁業権が主張できないばかりか、奄美海域における海砂採取の犠牲者といえる状況にあります。

そのような中、戦う術を遮断された本村の奄美漁協正組合員の有志から、村長に対して大和村戸円集落沖国立公園ヒエン浜海岸沖での海砂採取中止を求める要望書が提出されました。これは奄美漁協大和支所の正組合員数23名のうち15名が署名した、実際に漁に携わっているメンバーからの切実な思いが込められた要望であり、漁業者にとっては最後の切り札ともいえる要望です。

以上の状況を踏まえ、当委員会は本村の共同漁業権の範囲内で海砂採取により漁場が破壊されているが、なす術がなく、八方ふさがりになっている現状を打破するには、海砂採取の中止について、鹿児島県に対し意見書を提出する以外にないと判断し、本村議会からの意見書の提出はもとより、村長においても本村漁業従事者の現状を理解していただき、鹿児島県に対して海砂採取中止を求める意見書の提出を求めることにしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（勝山浩平君）

これで、報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 発議第2号 国立公園ヒエン浜の保全と戸円集落沖海砂採取の中止を求める意見書について

○議長（勝山浩平君）

日程第4、発議第2号、国立公園ヒエン浜の保全と戸円集落沖海砂採取の中止を求める意見書についてを議題といたします。

提案者に趣旨の説明を求めます。

○調査特別委員長（藏 正君）

趣旨の説明を申し上げます。

大和村戸円集落国立公園ヒエン浜沖での海砂採取中止を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり提出します。

提出理由といたしまして、当委員会は、大和村戸円沖海砂採取とヒエン浜等の海岸保全及び漁場環境について、奄美漁協大和支所正組合員と大島支庁から聞き取り調査を実施いたしました。

今回の調査で強く感じることは、漁業者が現場で体感している実際の状況について、漁業者自身が立証することは困難であるということであります。莫大な需要を抱える砂問題に対して、現場の漁業者の声は小さすぎるのか、誰も助けてくれません。

そのような中、戦う術を遮断された本村の奄美漁協正組合員の有志から、大和村長に対して大和村戸円集落沖国立公園ヒエン浜海岸沖での海砂採取中止を求める要望書が提出されました。これは奄美漁協大和支所の正組合員数23名のうち15名が署名した、実際に漁に携わるメンバーからの切実な思いが込められた要望であり、漁業者にとっては最後の切り札ともいえる要望であります。

調査の結果、当委員会は大和村の共同漁業権の範囲内で海砂採取により漁場が破壊されていながら、なす術がなく、八方ふさがりになっている現場を打破するには、鹿児島県に対し、本村議会として海砂採取中止を強く求める必要があり、意見書の可決は必要であると考えます。

以上、提案理由といたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第5 発議第3号 大和村戸円集落国立公園ヒエン浜沖での海砂採取の中止について本村から鹿児島県に対し意見書提出を求める決議について

○議長（勝山浩平君）

日程第5、発議第3号、大和村戸円集落国立公園ヒエン浜沖での海砂採取の中止について本村から鹿児島県に対し意見書提出を求める決議についてを議題といたします。

提案者に趣旨の説明を求めます。

○調査特別委員長（藏 正君）

趣旨の説明を申し上げます。

大和村戸円集落国立公園ヒエン浜沖での海砂採取の中止について本村から鹿児島県に対し意見書提出を求める決議について。

当委員会は、大和村戸円沖海砂採取とヒエン浜等の海岸保全及び漁場の環境変化について、奄美漁協大和支所正組合員及び大島支庁において聞き取り調査を実施しました。内容については、委員長報告書のとおりであります。

本村の漁業者が浜砂の減少及び漁場の環境破壊について、実際の現場の状況を踏まえて改善策を要望しているのに対し、県側の回答は採取場の海底の状況から海砂採取が浜砂の減少に起因しているとは断定できない等の漁業者が困り果てている心情にはそぐわない回答を連発し、肝心の漁場環境の破壊には触れずに、漁協の同意や村の意見書をもとに正当な手続きのもとで海砂採取が実施されているとの正当性の主張に終始し、改善策への手ごたえは何ら得ることができませんでした。

今回の調査で強く感じたことは、漁業者が現場で体感している実際の状況について立証することは困難であるということであります。本村の漁業従事者は、合併漁協において少数のため、意見が通らず、本来自分たちの縄張りであるはずの漁業権が主張できないばかりか、奄美海域における海砂採取の犠牲者といえる状況にあり

ます。

そのような中、戦う術を遮断された本村の奄美漁協正組合員の有志から、村長に対して大和村戸円集落沖の国立公園ヒエン浜海岸沖での海砂採取中止を求める要望書が提出されました。これは奄美漁協大和支所の正組合員数23名のうち15名が署名した、実際に漁に携わっているメンバーからの切実な思いが込められた要望であり、漁業者にとっては最後の切り札ともいえる要望であります。大和村の漁業者が共同漁業権の範囲内で海砂採取により漁場が破壊されていながら、なす術がなく、八方ふさがりになっている現状を打破するには、海砂採取の中止について、直接、鹿児島県に対して村からの意見書を提出する以外にないと判断し、鹿児島県に対し、海砂採取中止を求める意見書の提出を求めることを決議します。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（奥田忠廣君）

村長に申し上げたいんですけれども、意見書の提出ということをおっしゃっていますが、漁協は本来、漁をした魚の販売利益とか、燃料の利益とか、それから氷とか、餌とか、いろんなものの販売の利益で成り立つわけなんですけれども、それが本来の姿なんです。しかし、今、合併をした奄美漁協を含めて、龍郷、住用、大和、笠利、漁業権の高齢化、また漁業者の減少、水揚げの減少等々、漁協を維持するには水揚げの金だけでは維持ができない。本来の漁業の姿になっていないところがあります。

そういうことから、海砂の採取というので漁協が成り立っている、維持されているということが実際なんです。そのようなことも踏まえて、意見書の提出は慎重にお願いをしたいということを申し上げておきます。

○議長（勝山浩平君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

御異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

#### 日程第6 議員派遣の件について

○議長（勝山浩平君）

日程第6、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思っております。御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり、派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思っておりますが、御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

御異議なしと認めます。

したがって、派遣議員に変更が生じた場合には、議長に一任することに決定をいたしました。

-----○-----

#### 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（勝山浩平君）

日程第7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によりまして、お手元にお配りしました本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございました。

今回は、任期最後の定例会最終日となりましたけれども、議会報告会や夜間議会、日曜議会の開催にあたり、議会の活性化に向けた取り組みに対して、村民の皆様、また当局執行部の皆様に多大な御理解・御協力を賜りましたことを、この場をお借りして改めて心より感謝を申し上げます。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和2年第1回大和村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会 午後1時37分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 勝 山 浩 平

大和村議会議員 前 田 清 和

大和村議会議員 重 信 安 男